

老中久世広周と町奉行所諸色潤沢取調御用鈴木藤吉郎

横山伊徳

はじめに

一八五七（安政四）年は、幕府の条約締結史において転回をなす年である。この年はアロー号戦争勃発の報で始まり、老中首座堀田正睦は貿易開始へ傾斜し、九月には追加条約という通商条約を締結し、年末には日米通商条約締結の方針を示した。そして、政治改革へと動き出す指向もみせる。しかしその後井伊直弼政権は、通商や軍事の点で消極策に転換し外交的手段を狭めていったと理解されている¹。

しかし、貿易開始指向というが、輸出品をどのように集荷するか、逆に、輸出と背反する江戸・大坂への商品流通をどう確保するかの研究は必ずしも十分ではない。貿易開始か否かが政治上の論点だとすれば、その実体である貿易品の確保や流通をどうするのかも政治の問題である。

そこで本稿では、貿易問題に対応する財政経済政策の模索過程を、

町奉行所諸色潤沢取調御用鈴木藤吉郎²と政権中枢にある久世広周との関係を押さえつつ、江戸市中政策に直結する問屋仲間と諸藩国産政策との平衡移動として複眼的に描くこととする。久世は五年に西丸老中から老中となり、阿部政権を支えてきた有力老中である。大老井伊直弼と対立して辞職するまで幕閣を構成し、逆に井伊政権が倒れると老中首座として権力中枢に復帰した。また、潤沢とは弘底の対語と考えられ、天保期から様々な政策立案において用いられる江戸集荷強化の標語である。つまり、通商開始指向を契機として、解散令に淵源を持つとも見える流通活性化策が図られるのである。

鈴木藤吉郎は、森鷗外の同名の小説によって知られる人物である。同人が潤沢策を掲げ幕府に深く取り入ったことはこの小説に詳細である。東京大学総合図書館蔵外文庫にある佐久間長敬講演『鈴木藤吉郎之生涯』³はその種本とされる。佐久間『江戸町奉行事蹟問答』（二九六七年）を補なう一編とも考えられる、同人の町奉行所回顧談の一つである。そして鈴木を取り入った先が老中久世大和守広周であ

る。ふたりの関係については、菊地久「井伊直弼試論⁴⁾」が『井伊家史料⁵⁾』等を用い、久世や老中松平忠固らへの鈴木のお金銭供応という無理筋を指摘した。これらの疑惑を材料に直弼は旧政権関係者を淘汰し、大老就任後その権力基盤の強化を図ったという。

つまり、久世と鈴木の関係は、嘉永期から流通政策に関わって培われたもので、その消長は安政期の幕府政治と密接に絡まる。本稿ではまず、五一（嘉永四）年以降の国産品売捌政策について概観したのち、久世広周の治める関宿藩の茶国産会所創設を検討して、問屋仲間再興令期の国産品売捌制度の実態を明らかにする（第一章）。ついで、和親条約締結以後の国産品売捌強化案を後期（ペリー以後）阿部政権の人的配置とその歴史的背景から検討し、それを問屋仲間再興令を超える富国強兵策への試行錯誤として捉える（第二章）。さらに、五七年から顕在化する諸色潤沢政策について、貿易開始の政策判断と町奉行直支配下の鈴木のお色潤沢策の試みから、全国的会所網形成が富国強兵策として企図される蓋然性を解明する（第三章）。最後に、井伊政権下の潤沢政策変質を展望し、諸色潤沢政策の歴史的位位置を考え。なお、紀年については、西暦年に和暦月日を漢数字で表わす。

第一章 関宿藩物産会所と鈴木藤吉郎

一、問屋仲間再興令と「諸藩国産品売捌制度」

まず、株仲間解散令（四一年十二月）と問屋仲間再興令（五一年三月）⁶⁾を論ずるには、問屋仲間と諸藩（家）国産品売捌制度の関係についての検討が必要である。ここでは詳論は避けるが、町奉行筒井政憲

（二一年〜四一年在職）時代から推し進められてきた同制度は、問屋資本が株仲間を使い諸藩国産品を仲間内入札で仕入れるものであった（Ⅰ期）が、「株仲間解散令第二条」により諸藩の勝手次第となった（Ⅱ期）。そして「勝手商売廃止令」（五一年十二月）（Ⅲ期）⁷⁾によって再興問屋仲間は、諸藩国産品への排他的入札権を確立し、諸藩国産品が仲間内入札を経て市中に流通した。すなわち、阿部政権下で諸藩国産品売捌は問屋仲間の主導権下に組み込まれて両者は平衡となったのである。

これまでの研究⁸⁾によれば、遅く四九年になって瀬戸物商人を相手に国産陶器売捌制度を採用した佐賀藩は、五一年三月再興令発令でも仲間に入らない瀬戸物商八軒を、少額の口銭を支払う入札に参加させようとした（九月）。ところが十二月勝手商売廃止令で瀬戸物問屋仲間入札が原則となり、瀬戸物問屋や町年寄は八軒の問屋仲間仮組加入⁹⁾を促した。佐賀藩の売捌先選択の否定と、仲間内入札の徹底を図ったのである。藩邸と売捌人は、売捌先を自ら選択するかたちを継続しようとする。それは藩側の取分が大きいからである。反対に藩主導で売捌先が決まることは、問屋仲間入札による売捌先の決定という勝手商売廃止令に反するものであり、問屋仲間による物価・流通統制を主旨とする町奉行所は許容しなかった。問屋仲間も諸国産品の仕入量増大による「御当地品潤沢」（瀬戸物問屋上申書、『諸問屋』七、二三八頁）を図るといふ。特定商人との取引が有利とする藩邸、問屋仲間による価格決定を新法とした町奉行所の間であって、結果として制度どおり古組問屋に落札した。しかし、これは問屋仲間が諸藩の集荷力に依存することであり、逆に諸藩が江戸出荷に消極的になり他の遠隔市場を指向すれば、江戸問屋の集荷力は弱まる矛盾が生じることになる¹¹⁾。

二、関宿藩物産会所と鈴木藤吉郎

各藩の国産品売捌制度と問屋仲間入札による価格決定とはどういう関係なのか。以下、老中久世広周が設置した「物産会所」に深く関わった関宿領茶業者中山伝右衛門の日記『物産会所記事』⁽¹²⁾を詳しく見ていきたい。国産品売捌制度⁽¹³⁾では、商品の江戸入荷増大（潤沢）のために諸藩の商品集荷力に依拠する。諸藩が同制度を新たに創設（あるいは改編増強）しなければならない。しかし、藩や参加させられる国元荷主には、利益を江戸問屋仲間と分け合う制度となる。しかも、指定される国産品は例えば炭や木材（皮）、草履、縄、梅干しなど多種多様の日用品も含まれるので、江戸に廻送して価格や品質競争に耐える商品とは限らないし、扱う問屋仲間があるとも限らない。総和として江戸入荷を増やすことが目指される。こうした制度に鈴木藤吉郎が介在する具体像を以下確認する。

①五三（嘉永六）年五月関宿藩届

ペリー来航直前、老中を勤める久世広周の関宿藩役人が、町奉行に次の届を提出した。

〔史料一〕⁽¹⁴⁾

大和守領分下総国葛飾郡関宿産物之内茶荷物之儀、靈岸島北新堀於中屋敷為取捌度、兼而出入致し候大伝馬町耆町目利兵衛地借著荷屋善五郎勢州住宅二付店支配人太助・伊勢町留蔵地借恵市屋ひさ後見三保蔵江為取扱候、尤町方直売捌候儀は無之、右之ものゝ其筋問屋江売捌候儀二御座候、此段御届申上候、以上

五月四日

久世大和守家来 木下此右衛門

すなわち、関宿藩は出入商人大伝馬町茗荷屋（茶問屋耆番組）と伊勢

町恵市屋（同）とを売捌人として、靈岸嶋中屋敷に国産茶荷物の取扱所（物産会所）を設け、茶問屋へ売捌くという届である。町奉行所では、茶問屋行事に確認し、更に町年寄の「町方直売無之、茶問屋共江入札払相成候得は、差支候筋無御座候」との了解をつけ、処理済とした。⁽¹⁵⁾

国産品売捌届の通例では、第一に、単品（茶）を対象とすることは多くはない。第二に、売捌人＝藩邸出入商人がその商品を扱う商人であることも少数である。⁽¹⁶⁾これでは、茶問屋仲間がお膳立てをして関宿藩が行なう国産茶売捌制度の如くである。老中の特権を使っても、国産売捌を実行し利益を出し武備を充実しなければならない久世の立場と、ペリー来航前夜の状況が生んだ届出である。

②同二月茶国産会所開設の始動

二月二十六日関宿藩は猿島茶業者辺田村名主中山伝右衛門と境町初見和三郎・矢作村名主富山三松を城下に呼び出し、茶国産会所設立への協力を打診した。藩の意気込みが感じられないと中山は消極的で、出府せず猿島で茶生産と出荷を担当すると申し出た。関宿藩担当役人小林泰助は「扱此度ハ江戸表初之掛合、且又金主ハ花川戸鈴木藤吉郎殿と申水府御家来分之人ニ候」（二月二十六日条）と江戸藩邸の準備を伝えた。水戸藩士分鈴木藤吉郎から会所の運転資金が確保される、それ故鈴木との対談のため茶商売も心得ている中山も出府し、上屋敷で大吟味大久保晋輔の指示を受けよというのであった。中山は「扱なく」受諾した。関宿藩物産会所は、最初から鈴木藤吉郎と一体となって開始された。

③同三月～四月 関宿藩の鈴木藤吉郎との交渉

三月三日中山は出府した。五日、大久保と三人が花川戸の鈴木藤吉

郎に面会する。九日、三人が上屋敷に集められると、中山は(1)茶以外の諸産物取扱、(2)損金の補填の請合、という論点を挙げた。(1)については、「史料一」では物産会所は茶を扱うとなつていたので、当山中山の主張を容れたのであろう。(2)について大久保は、鈴木藤吉郎負担とするよう工作するので、暫く滞府せよと命じた。鈴木との交渉は難航した。十五日に大久保に同道して花川戸に赴くが不在で空振りとなった。二十五日(八十八夜)に中山が猿島から取寄せた新茶(吉祥蕊)二袋を、大久保は一袋を久世広周へ献上し、もう一袋をなんと鈴木藤吉郎へ贈つたのである。しかし、四月に入つても鈴木との交渉は進まない(四月二日、十二日条)。藩邸は難航としか伝えず、十九日には一旦帰国の沙汰となる。ただし、十四日付の会所取扱いに関する簡条書⁽¹⁷⁾も留められており、関宿藩領での準備はまた別の形で進んでいくと考えられる。

④同四月末～五月 物産会所発足と入札準備

四月二十八日、帰村していた中山に茶見本八品とその目録の提出が命じられ、翌日出府、翌々三十日上屋敷にて大久保にそれらを提出した。そこで事態が急に進展し、五月二日大久保が「会所之事弥出来相成候」と伝えてきた。

三日久世広周から幕閣に会所開設が披露され、四日に町奉行に披露された。これが先に見た「史料一」である。大久保は新茶がピークを迎えているので国元での集荷を急がせた。仕入商の茶は出荷させ、残りの茶荷は留置き、江戸から会所開始の連絡次第出荷せよという。直ちに関宿へ戻り、藩庁にも事情を伝えて、領内茶業者にその旨伝達することを中山は命じられた。八日には領分猿島郡村々に、箱崎新堀中屋敷に物産会所の設置、伝右衛門他二名の「売捌き世話」としての箱

崎常駐を伝え、「茶商売致候者外々江不差出、御屋敷江積送り可申」と専売の触が出た。

一方、物産会所における売捌体制も急速に整えられていった。富山と初見が中屋敷内の整備に取り掛かり、中山の着府に先行して藩邸側と具体策が進展した。(1)会所建築資金。これは三人の負担という藩の打診があつたが、富山の主張により藩側負担となり、七日から着工。⁽²⁾会所掛神坂伴之進任命。(3)屋敷内住居の出入用達白子屋卯兵衛の関与である。深川下屋敷(現清澄公園)は不便という判断で、白子屋卯兵衛による霊岸島貸蔵の調達が行なわれた。貸蔵の供用は毎日到着する茶荷物の格納に非常に有効だった。十日中山着府により、具体的な会所運用・利益捻出が相談された。

当初藩側は、三人の判断で荷主から茶を購入し、問屋へ転売する利ざや方式を構想した。しかし中山は、自分たちで購入すると安値では荷主に不満が生まれ、高値だと自分たちに損失が出る。入荷した茶は三人立会の許で茶問屋に売買決済する。その際一割程度の口銭を取る手数料方式を提案した。

取引のどの過程で利益を得るか、という問題は十三日になって、次の様に中山案の方向で決着をみた。

〔史料二〕

〔五月十三日〕……大久保様御目通り仕候処、一昨十一日鈴木藤吉郎様、外二市中三名主熊井利右衛門殿・鈴木市郎右衛門殿・石塚彦右衛門殿^(九郎)、御上屋敷江御招き、色々御料理被下御頼事義并種々御相談向も被遊候由、茶荷物之義も於会所荷主とも積入之分、茶問屋とも入札高札落し、売捌き、口銭是ヲ取候方可然と、藤吉郎様も申事、旁右二取極メ候と被仰聞、猶又追々右三名主抔江も

其方共引合可申、会所初日ニハ夫二酒肴も相調へ、会出張之茶間屋迄御酒二而も御振舞へ被遊候様可相趣、

十一日に上屋敷で鈴木藤吉郎および惣名主上席三名との懇親の席が設けられ、茶荷物取扱について合議がなされた。荷主の積み入れた茶荷物について、会所で茶問屋が応札して最高額を入れたものに売捌く、そして口銭を取るという手数料方式が、藤吉郎からも示された。熊井以下惣名主上席三名が中山へも紹介されることになり、会所初日は宴席を設け参入問屋まで酒を振る舞うことが決められた。十三日に中山は以上の報告を受けた。しかも大久保からは、初見・富山の力により次は紅花も国産品売捌とするので準備するようにと命じられた。中山は「紅花商ひ之義ハ是迄一向不仕故、未睨ト心得不申」と混迷する。²⁰一方で、十五日には大久保から第一回入札が終われば帰国してよいとすら沙汰された。関宿藩の国産売捌では藩邸（大久保、国許荷主（中山ら）、江戸茶問屋四人（恵市屋ら）、惣名主上席（熊井ら）の各利害代表がいて、全体を調整するのが金主鈴木藤吉郎という配置を描くことができる。入札が動き出せば荷主は帰国させ、江戸の関係者のみで運用しようとしていた。

実際十七日以降になると、問屋仲間や鈴木藤吉郎の干渉が目立つ。大久保は同日中山を呼び出し、鈴木と問屋仲間からの申入について相談を持ちかけた。茶問屋沓番組が積金して出資するので、利分のながしかを分け合いたいといい、大久保としては既に分け合うことを前提に、その割合について中山等の意向を打診した。更に十八日大久保は、問屋仲間を入札祝いに呼ぶ次第について鈴木藤吉郎に相談に出かけ、翌日、中山に問屋仲間世話掛（恵市屋三保造、茗荷屋番頭太助、中条番頭徳兵衛代久兵衛、長井番頭由兵衛の四人²¹）の代表恵市屋と単

身交渉するよう命じた。

中山は恵市屋に向かった。そこで以下を取り決めた。(1)見本取の手法、(2)初回と次回以降の茶販売量の調整、(3)応札のない茶への問屋世話掛の対応、(4)問屋世話掛の元値関与を制限するための十日交替制、(5)立ち上げ期における世話掛四人に一人ずつの手馴れ付添、である。そして恵市屋は実際に入札取引に必要な大秤や目張り紙、明壺や明櫃などを貸与すると申し出、中山は、取引に手馴れて気配りのきく世話掛三保蔵という印象を記す。翌十九日には中山ら三人は問屋仲間世話掛四人に出会い、白子屋が用意した仮蔵から見本茶を抜きとり、壺等に封をするなど入札準備最終盤となった。仕事を終え上屋敷で全員大久保らの饗応を受けた。万事順調に見えた。ところが二十日事態が暗転する。

大久保は朝早く鈴木藤吉郎に面会に行き、中山を驚かせる。富山の話では、茶問屋沓番組は、従来の決済同様荷主から出された決済額から、倉庫代を差し引き、会所への茶問屋の納付額とする、といいた。これでは会所が口銭を懸ける余地がないと、富山が対案を唱えるが空しく、私用で遅刻した中山は、「独り後悔千万」と記す。第一回入札の前日になり、納付額の取極について茶問屋側に主導権を握られた。会所は荷主の仕切値を問屋仲間世話掛に伝達するだけの仕掛になってしまった。

⑤第一回入札から決算まで

いよいよ当日二十一日である。

〔史料三〕

一、廿一日……朝箱崎会所ニ詰見本仕訳ケ取掛ル、伝馬町世話人中来り、一々見訳、似寄之品二口・三口之込も有之、合廿三

口ト成ス、第一番^⑤上麒麟、二番^⑥至霜の花、夫方壺・櫃・俵

とも段々度々入札帳開札帳相立、四ツ半時甚左衛門町百尺

楼集会致ス、大久保様・今泉様御出席、神坂様御勝手御世話

方被成候、花川戸鈴木藤吉郎様、外二三名主中能井氏・鈴木

氏・石橋氏出張也、○問屋方も伝馬町組方相頼ミ、仮組問屋

敷も急ニ今朝方之手配ニ而出会ト相定リ、出席致候、尤不勝

手之衆ハ不出、大十・大和・豊田・宇治^⑦・万・泉^⑧・

八^⑨・一万^⑩・伊七^⑪・惣^⑫・中宗^⑬・九人出ル、

席上ハ見本茶番組入札、帳之通り張出し出致ス、并問屋共口

せん・役引、先格之通引候取極、是ハ奉行所書上之義ニ而無

扱次第也、○壺番組之入札致し、又夫方二番・仮組入札致し、

終り候而酒一杯ヲ漱候而氣勢ヲ為合、大ニ景氣ヲ催し置、飛

出其外落品十五口之分ヤリ市ニ致ス、惣御出役様方御出席御

目通りニ而ヤリ付、売手三保造書役伝右衛門ト相定ル、買方

伊勢^⑭・山本^⑮・嘉^⑯・兩人拔群之発氣、其外人氣一度引立踊、雑

声々々如沸、商家之争利場真ニ可賞か可笑か、吾未知之トゆ

ひとも一場之盛興也、終而後、又々如始惣例座、開札人三保

造書役伝右衛門ニ而開札始、壺番、式番、三番迄茗荷屋落札

夫方山本落札多し、大橋^⑰・式番、其外も一口二口落も有り、

不落も有り、俵物ハ惠市屋杯も随分直入正しく、其外とも壺

番組、夫ニ直入出精之事、

中屋敷の会所で世話掛四人を交え見本を二十三口に仕訳たうえて、四

ツ半に百尺楼にて、関宿藩から大久保・会所掛今泉柔助・神坂、金主

鈴木藤吉郎、惣名主上席の三名主の立会のもと入開札が行なわれ、入

札には仮組も参加した。問屋口銭などを差し引くことは先規であり、

後述の町奉行所への報告(書上)事項だった。壺番組の応札のあと、

式番組、仮組が入札、終わって酒で漱ぎ景氣を盛り上げる。惣数二十

三口に対して入札外十五口が残り、惠市屋が売手(せり手)となり、

「ヤリ市」となる。つまり札を入れず、「手やり」で金額を示し十五口

分に即座に値段を付けていく。この日は、伊勢屋伝兵衛と山本屋嘉兵

衛が競って発氣し、「人氣一度引立踊、雑声々々如沸、商家之争利場

真に可賞か、可笑か、吾未知之トゆひとも一場之盛興也」という熱氣

であった。⁽²²⁾ 続いて入札分について開札が行なわれ、伊勢屋・山本屋な

どが落札した。もつとも、こうした盛況が永続するかについて、中山

は「只後会永続之遠見碎心如汗、誰か知之、誰か憐之、只独嘆大息

耳」と記している。

その後、五月二十四日、六月七日、七月十九日の合計四回の入札と

ヤリ市が行なわれた(三回と四回の間に、ペリー来航と將軍死去があ

る)。最終的に百十箇余の売れ残りがでた。中山からすれば、入札

の売手を担当した惠市屋が、入札やヤリ市における決定価格が市中価

格より一割程度安くなるように工作していた。異議を唱え惣名主上席

の鈴木市郎右衛門らに訴えるが、相手にされない。

最終回は七月十九日百尺楼で入札。参加者は藩邸役人、鈴木藤吉郎

壺番組と式番組、そして中山らである。入札されない茶荷物はヤリ市

となる。今回の売手は、伊勢町中条屋瀬兵衛店支配人徳兵衛である。

「直段甚安し」という状態で、それでも値が付かず「蔵入」となる茶

も多かった。中山は自分の茶を残しては、後日良い値がついたときに

は「私之利欲ニも相当り、他見之疑惑も可有之と存候間、不顧損皆擲

ケ売」ろうとしたが、「是も皆ナケ候ハ、又々人之疑念も如何と存

蔵入ニ致ス」という動揺を示す。蔵入品を残して入札は終わるが、そ

の市況（今日市之氣配相場合）などを問屋が町奉行所に報告（書上）することになっていた。問屋仲間は「市中相場が一式分も氣配立宜敷」という文案を提案した。中山らは「落札相成候分ハ平均壺わり余も悪敷見込」と折り合わない。そこで恵市屋が双方の内積りを比較しようと提案したところへ伊勢屋と山本屋が口出しして、伊勢屋が「私見積り之直江差当ハ、夫ハ下総之相場ニ而、江戸市中之相場ニ無之、左様之義取用不相成ハ、江戸ハ江戸相場ナリ」と色をなして侮辱的な強硬論を主張した。中山は「内心ニ自分共如何ニ而も宜敷候得とも、只今殿様之御名面之御会所預り居、右様之恥シメ之受候而ハ、後日之為筋も如何と存、且又余り侮り候体たらく」と憤激して、田舎者が藩邸にいただけなので江戸の茶相場はわからない、わかるのは、荷主の仕入元の相場であり、茶の証合である、不景氣と聞いているので、前回入札より一、二割安は見込済として、「貴殿方左様ニ被申候得ハ、実ニ日々市中ニ而売買致候義ニ無之、問等も存不申、尤至極ニ候、左候得は、我等之内損引合候も全ク無_レ事、夫ニ及間敷、貴殿方御見込之通り氣合高くハ高く御勝手次第御算當、御見込之通り御書上ケ可被_レ成候、我等ハ我等存寄丈ケ之申立可致間、左様被_レ成可然」と啖呵を切った。つまり恵市屋の提案は「破算にして、双方が勝手に思ったことを書く、というのである。すると、いろいろとりなす人物もでて、恵市屋・伊勢屋・山本屋も「色ヲ収メ非ヲ隠シ」た。中山は落としどころとみて、「ヒト先ツ穩ビント致し、心ニハ難叶も」、不落札の荷を売払うことを考えると問屋の体面も立てておかないといけないとして、「今日之立相場、市中取引同様ニ而、少々ハ氣味合宜敷と之書上ケニ為致、首尾能合散とハ相成候」と妥協を図った。

ところが、関宿藩物産会所の場合は、鈴木藤吉郎の介在が事態を複

雑にしていた。翌二十日、入札状況報告書（書上）案を中山のところへ持参した恵市屋と中条屋は、鈴木藤吉郎が「氣味合宜敷」という表現では納得せず、数値化せよといている、と切り出した。中山としては、蔵入品は二〇から三〇%安くなっているのに、市中相場より一%高いというのは納得がいかず、問屋としては、よいと書いてしまつた以上悪い数字は書けず、一%高いと書きたい、というのである。妥協案は「市中相場と同様之積りニ致候ハ、高下無之穩ニ可有之」と和談し、文面は「今日立相場之義平均見積り仕候處、市中相場同様ニ奉_レ存候、問屋共荷物多分ニ所持致、当時不景氣之處、相捌ケ候丈ケハ一統出精と奉_レ存候」となつた。

再興問屋仲間が国産品を売捌く側に法外な入札値を付けることを回避する仕掛がこの入札報告としての書上という手統と思われる。しかし、問屋仲間に不都合な報告となるわけはなく、鈴木藤吉郎の干渉は問屋仲間側に金銭的負荷をもたらすものでもなく、問屋仲間側の言い分を丸々認めるでもないギリギリのところ、中山側を落ち着かせた。

九月六日に、入札四回分の収支が算出された。四回の茶元値見積を総計すると約一七〇〇両であり、これに対して二二両余の粗利であつた。これを見た大久保は、「一向利分無之、入用差引ニも差支候間、右元直積り之處、猶五分之割引ニ相成候様取計ひ候ハ、凡金高式千兩ニ相成候ハ、百兩ハ割出し相成可申間、右之心得ニ而帳メ算當致し可差出」と命じた。つまり、元値を九五%に割り引いて見積もり直せ、最終的に二千兩になれば百兩というのである。かくして、問屋への売払入札から藩の利益を出すために茶の出荷元値を切り下げる、つまりは茶業者に不利な廉売を求めたのである。

残りは七月十九日以降に到着した茶荷と、値が付かなかつた蔵入茶

荷である。後者は、問屋が蔵入分に四回目の一割増の値を付けることで決着した。このときも、鈴木藤吉郎が問屋世話掛を代弁して、問屋の方から値付けをすると荷主がそれに不満だと困るので、中山の見込を聞きたいと言ってきた。中山は、藤吉郎が骨を折って話をまとめようというのだから問屋側が出精値段で応えるべきなのに、こちらから値をつけたら出精の意味がないと申立て、藤吉郎が「尤もなり」として一割増が成立した。ここでは鈴木が、中山の主張に与し、問屋の勝手放題に歯止めをかけているようである。

五三（嘉永六）年の関宿藩物産会所は、その重要事項が関宿藩側の責任者である大久保晋輔と金主鈴木藤吉郎の相談で決定されていたという評価が中山論文によってなされている。²³もちろん、ペリー来航で急に武器が必要になった関宿藩が、即金を求め鈴木と結託して荷主の利益を度外視した、という側面もある。ペリー来航情報²⁴によって、老中久世は来航に種々備えられるはずで、鈴木木の助言のもと茶国産売捌による収入増を期待して物産会所を準備したが、現実の方が早く進んでしまったとみることができる。しかし、資金力でそもそも絶対的に有利な江戸問屋資本と、江戸の相場感覚にも慣れない在方荷主資本が、同一の土俵である再興期国産品売捌の入札とせりでしのぎを削り、藩の仲介料を絞り出すわけだから、簡単に利益が出ると藩が考えていたとは思われない。こうした中で、鈴木藤吉郎の位置は、ペリー来航という危機の中でも、関宿藩物産会所を成立させ継続させる立場（問屋も荷主も引留める）といえよう。

三、水戸藩家来分鈴木藤吉郎

①一橋小普請鈴木藤吉郎

関宿藩物産会所計画に金主として参画する鈴木藤吉郎については、あまり知られていない。彼が江戸に関わって史料に登場するのは、管見の限りでは四三（天保十四）年²⁵で、同年は天保改革でも綱紀肅正と強圧政治が一段と強まった局面である。

五月三日に町奉行所三廻が届けたと思われる鈴木についての探索書が伝わっている。²⁶これによれば、鈴木は常陸龍ヶ崎の出身で、増上寺塔頭天光院の催す一万両の頼母子講に関与し、これが潰れたあと諸国へ武術修行に廻り、下総国^{大株}大守村の富農嘉右衛門宅に逗留した。その逗留中に嘉右衛門が死去し同家に入夫した。そして家財を処分して七千両程を捻出し、家族共々出府し檜物町に住居した。表向は武術指南鈴木三蔵の養子となり、一橋小普請組村山惣九郎支配鈴木藤吉郎（当時四八、九才）となった。その屋敷は浜町山伏井戸にあり、妻と継子の娘、武家奉公人六人、下女三人、別当一人（馬一疋）という、相応の構えの家人構成だった。更に花川戸に継子福島屋政五郎が炭薪松前産物商人を、本所相生町に妻の甥で養子の越川屋卯三郎が地廻り米屋を営んでいた。

一橋小普請でこの家人構成は大名貸という副業があったからで、特に仙台藩に二万両余、上田藩に四千両余などを貸し付けていた。当時（の仙台藩では米廻送を請負う「蔵元」）升屋が実質機能せず、鈴木木の腹心本船町白子屋源兵衛が貸付金の担保である収納米を正米として受け取り、越川屋に売り払わせた。鈴木木の養子越川屋は十四五才であり、

実際は腹心の白子屋源兵衛が仕切っていた。この中で、蔵元の通常の利息一二%に対して、返済が滞る場合には、証文書換料として利息を付加して一五%の高利を払わせているとか、他の大名貸が調達した廻米船に妨害工作をして石巻から追い返しているとかの悪評も流れていた。福島屋は松前にも営業拠点を設け、江戸から呉服反物類を送り、鮭・昆布・数の子類を仕入れ売徳を得ていた。

また、一般には大名の返済が滞って不融通というものの、資金調達に長けて資金不足の様子は見えないという。大名貸を核とする複合経営という評判だった。近習番への番入を画策したが、「出所胡乱」として睨まれ失敗した。ここで四三年「身分不相応の故を以て」永の暇となり、其後浅草花川戸町所持地面に付引移、浪人暮らしとなった。⁽²⁷⁾

②水戸藩米会所元取鈴木藤吉郎

天保改革期にあつては、鈴木のような存在は政治的には肅正の対象であろう。国産品売捌制度では、国産品船荷は藩の御用品であり流通上の様々な義務を免れ、藩船もしくは藩の備船を使うことが可能で、解散令期に諸藩荷物の江戸への廻送は目立つようになっていたが、それを仕切った経験者は多くはない。ここに鈴木藤吉郎と水戸藩が関係する背景があつた。

当時の水戸藩政を簡単に整理しておく、四四（弘化元）年水戸藩主徳川斉昭は幕府によって藩主の座を追われる。斉昭は財政問題を政治の主題とすることには一貫して批判的で、水戸藩はそれまでは国産品売捌制度を採用してこなかった。藩主交替に伴って結城寅寿が江戸藩邸の実権を握ると、既に国産品売捌制度を取り入れていた尾張・紀伊⁽²⁸⁾に倣い、四五年本所一ツ目石置場蔵屋敷の石場会所拡充を計画し、翌年五月領内に「御国産物仕法大意」を頒布し国産品売捌制度を導入

しようとした。⁽²⁹⁾

尾張・紀伊両藩では先行した国産品売捌制度運用により資金を蓄え、既に江戸の米市場に延商（先物取引）を試行していた。これに倣い、小梅蔵屋敷に米会所が併設された。四八（嘉永元）年の立ち上げは幕府の干渉で一度失敗するが、四九年春本所一ツ目に近い鈴木藤吉郎（花川戸）と三河屋権右衛門本店（浅草馬道）が会所元取として、米会所再興が命じられた。⁽³⁰⁾

一方斉昭は半年ほど経って慎解となり、徐々に権力を回復し、結城派だった水戸藩若年寄内藤藤一郎は幕府側用取次や連枝へこれを抑止するよう働きかけていた。内藤は江戸における国産品所や米会所の責任者であつたので、斉昭は、鈴木らが内藤に賄賂を送って会所が作られたとして、内藤や鈴木らの排除を阿部に求めた。つまり、鈴木藤吉郎問題は水戸藩内訌の一点であつた。しかし阿部はこれを容れず、鈴木も昇進したので、五一（嘉永四）年三月斉昭は阿部に次のように不満を露わにした。⁽³¹⁾

鈴木藤吉郎は内藤の内意を受けて空米会所（米の先物会所）を軌道に乗せたが、こうした財政のあり方は自分の考え方と正反対である（愚老之趣意と毎度あちらこちら二相成居）とし、鈴木が見栄で、阿部や松平忠優（忠固）らの有力家臣にも取り入っていると吹聴しているのではないかと皮肉たつぷりに警告している。鈴木のような人物がいることを忠優にも極密に伝えて欲しい、というのである。既に一橋小普請のときから、鈴木が上田藩に四千両余の大名貸をしていたという探索書は前述した。阿部が紀伊の延商を警戒し再興令を画策していたのを、斉昭は承知していたのかもしれない。しかし、五六（安政三）年『諸向地面取調』（国立公文書館蔵）に、水戸中納言殿地面

として町並屋敷二筆（浅草花川戸町、北本所表町）に水戸殿家来鈴木藤吉郎と登録されており、同年まで鈴木が水戸家家来として認められていたことが判る。つまり、米会所元取としての鈴木は、同年町奉行支配下に移るまで続いていたと考えられる。

したがって、五三（嘉永六）年関宿藩物産会所金主鈴木は水戸藩米会所元取である。米にせよ国産品にせよこれらを江戸市場で換金する大名に寄生して、これら物産を買い取る役割を果していた。再興令その時々売捌制度に適合的な均衡を図る役割を果していた。再興令期は、問屋仲間に有利な国産品価格決定システムとして国産品売捌制度が機能し、それは仲間入札が中核にある。こうした枠組みの中で、鈴木木存在は、関宿藩や御三家のように、政治的に特別な背景を持つ大名に立ち現れてくると考えられる。これが本章の結論である。

しかし、実際関宿藩が直面したように、ペリー来航により諸藩の軍備強化が求められたときに、国産品は軍事費調達にとって、天保改革期と比しても一段と重要なものになった。つまり資金源を生む江戸集荷を政治的に作り出す政策（諸色潤沢策）が指向される。それがどのようなものか、章を改めて検討しよう。

第二章 和親条約締結後の阿部正弘政権と流通政策

一、五四（安政元）年阿部政権

①ペリー来航をめぐる阿部正弘と徳川斉昭

阿部正弘政権（四五年老中首座（五七年没））は、有力大名との協調を図り、能吏を登用して、幕政改革も進める調整型政権と通常評され

ている。しかし本稿では開国という事態をうけて、「開国進取の議を持し、又頑迂の論を排斥す」という方針転換説⁽³²⁾を採る。本章では、再興令を発令した前期阿部政権とペリー後の後期政権で生じた国産政策の変化について検討する。いわば再興問屋仲間体制の解体的再編路線である。旧来の安政幕政改革イメージは、阿部正弘と徳川斉昭との間、あるいは有力諸侯や能吏間での議論を中心に分析され、軍事・外交中心の改革として定着してきた。通商可否がそれらの究極の論点だとすれば、貿易体制と国内商業や流通の検討は不可欠であろう。

五三（嘉永六）年六月ペリー来航直後、阿部は海岸防禦筋御用として徳川斉昭を幕府政治に復活させ再来航に備えた。それまでの両者の関係は、前述の鈴木藤吉郎にまつわる噂ひとつとっても微妙なものだったが、阿部は斉昭との合意形成⁽³³⁾に意を用いた。二人は合意して、同年十一月の「大号令」や、五四年二月交易拒否による戦闘開始に備えた号令を出した。しかしアメリカ側は貿易条項をさっと撤回し、三月三日日米和親条約締結となり、両国関係は条約による外交関係として開始される⁽³⁴⁾。

その後阿部正弘と徳川斉昭の往復は財政問題をめぐって展開した。五月二十六日阿部は斉昭に、勘定奉行の財政予測を示し、「格別二御儉約被仰出無之候而ハ不相成」との危惧を持ちかけた。海防予算は毎年(1)収入（吹立替や御用金）三三三万両余、(2)支出（大船建造、オランダ軍艦、新規施設など）三八六万両六千両余、(3)差引七三万六千両不足、(4)金蔵取崩五〇万両で、不足分年に一四万両は目途がなく、二〇万両節約が必須という。そして六月五日阿部は行財政改革私案三七ヶ条を斉昭や幕府有司に提示した。幕府制度改革であると同時に、軍事改革でもあり、それらの負担軽減策である。

これに応え斉昭は「制度之基本、武家ハ武を張候為ニ可有之」という原則を唱え、富国強兵⁽³⁵⁾というが「富国のみを主とし強兵を忽にいたし候ハ町人共の見識、強兵のみ論じ富国を忽にいたし候ハから理屈」と釘をさしており、儉約令も長期では効き目がなく「三年限度」で有効性の検証が必要と応えた。ペリー後の対外政策再構築に財源問題を組み入れるかどうかで、当初から両者にはズレが存在する。対外策を強化する一方で伝統的な武威は衰えぬようにとなれば、結果として旧職制は残り、新規の軍事外交職制が増加するという形で安政期の事態は進行した⁽³⁶⁾。かくて財政負担増が残る。

②諸藩産物町家売捌の諮問 同年八月老中書取

前年の関宿藩物産会所一件から、同制度の立ち上げのために様々なインフラが求められることが明らかだった。藩邸や蔵屋敷に関係者が詰め入札の準備作業するための会所、産物を国許から集荷して保管する倉庫を確保しなければならない。すなわち、この制度の初期経費は少なくなく、関宿のように輸送費は川船だけ済むのは例外的で、各藩で広く実行されるというのは空論にちかい。

八月朔日、老中書取の形式で右筆から町奉行に一通の問合せが発せられ、町奉行池田播磨守頼方はこれに条件付けする取調書を老中に提出した。

(史料四)⁽³⁷⁾

覚

①万石以上領分之もの、領主之産物江戸江取寄、町家借受売捌候而も不苦儀ニ候哉之事

諸家産物売捌方取調書

万石以上領分之もの、領主之産物江戸江取寄、町家借受売捌候而も不

苦儀ニ有之候哉之段御問合之趣取調候処、諸家国産類を一纏ニ領主産物之仕法ニ而御当地江積廻し、②領分住居之商人御当地江出町方出稼人別ニ加り、仮借家等ニ而右領主之産物を其所之間屋行事江相達、問屋仲間之もの共入札致し、落札之間屋江限売捌候得は、御当地着之諸荷物売買方ニ相振候儀は無之候、且右領主国産物御当地借家江取寄、③直ニ手捌・小売等は尤難相成儀ニ有之候、一体④諸家国産之荷物は其屋敷々立入之町人共方前以諸問屋共江引合置、産物御当地着荷次第、右町人方問屋行事江相達シ問屋共見込入札を取売渡候前々仕来ニ有之候、為御見合別紙町触写御廻し申候

五十四安政元年
八月

池田播磨守

傍線①は老中の諮問事項で、すべての大名に国産品の江戸売捌を認め、しかも、町奉行の応答からみると従来の館入売捌人が藩邸で取扱うのではなく、出稼商人が町家を借りる国産売捌を認めるという。つまり、二年半程前に発令した勝手商売廃止令運用に修正を加え、中小の大名でも国産品売捌に参入しやすくしようという諮問である。

これに対する町奉行池田頼方の判断は、領内の商人が江戸出稼きの登録をして店舗を借り国産品売捌を江戸問屋仲間へ通告して、同仲間へ入札ということであれば、抵触するところはない(傍線②)、と容認する。つまり、荷主がきちんとしていれば敢えて売捌人を藩邸が用意する必要はない。関宿藩で言えば、中山伝右衛門らがいれば白子屋卯兵衛はいらない、というわけである。しかし、その出稼商人が自分で売買を仕切ったり国産品を小売してはまずい(傍線③)、と念押しする。そして傍線④で、諸藩国産売捌制度を概念的に説明し、国産品売捌人から問屋仲間への約束事として、国産荷物が到着したら問屋仲間行事に連絡して、問屋仲間が入札して落札者に売り払う、という仕来

を確認している。

池田はさらに、当時の諸藩国産品売捌制度の根拠法令、すなわち、再興令ではなく、五一年十二月勝手商売廃止令（『諸問屋』「一」39付録）と今次諮問に対する町年寄上申書（同「一」39）を付属書類とし、問屋仲間の入札決定が制度の中核であると説明した。町年寄も「直売は不相成儀」と「其品荷着仕候得は市中其品々之間屋行事共江相達、右問屋共入札致し引取売捌候諸問屋作法」を確認した。解散令期との違いは、国産品を売捌くのは、Ⅱ期では売捌人から各商人へであり、Ⅲ期では落札問屋から仲買以下の市中商人へであると強調した。

③本諮問の意味

領内商人の江戸町家借受による国産品売捌と、本来の屋敷出入商人による売捌とが同じなのかという問題はここでは暫く措く³⁸。老中が、藩邸や蔵屋敷などに売捌空間が設定できない小大名でも、領内産物の売捌すなわち江戸への入荷が可能になると考えたことが今回の焦点である。言いかえれば、そうした藩まで動員することにより江戸への入荷量拡大を図る意図がこの諮問にある。再興令と勝手商売廃止令によつては、想定ほど江戸入荷量を増大させる（潤沢）に到らず、一層の積極策をとらうとみるのが妥当であろう。先の三十七ヶ条改革案の延長上にこの諮問がなされていると考えれば、江戸入荷量を増やすだけではなく、それによつて中小諸藩により簡便な国産品売捌の機会を与え、対外緊張に対応する藩財政を可能にする政策指向と考えられる。他方、問屋仲間自体の問題としても、たとえば火薬製造用の塩硝についても領主から国産届が出されるが、市中流通管理組織としての葉種問屋仲間は塩硝には有効ではなく、浦賀奉行や関所・川番所などが江戸への流通を御用荷物としてチェックしているに過ぎない（解散令

期の状態が継続）。つまり問屋仲間は塩硝流通のハブとして機能しないことが町年寄から上申されている⁴⁰。問屋仲間による流通管理を謳う再興令自体の限界は、ペリー来航により顕在化するといえる。

④諮問をめぐる人脈

こうした問屋仲間と国産売捌をめぐる不整合は、人事においても想定しうる。この諮問に消極的に対応した南町奉行池田頼方は、五二年三月に、再興令発布に尽力した遠山景元⁴¹の跡を継いで町奉行に就任した。こうした問屋仲間を再生・維持する遠山・池田という主体が想定されるとすれば、今回の諮問には、遠山・池田の方針とはそぐわない、財政（＝対外）問題重視の発想をみることができる。遠山・池田の方針を肯定的に見ていけば、本来五一年二令（再興令と勝手商売廃止令）だけで済み、改めての諮問は不要である。しかし、（関宿藩のよ）に）領内商人が最終的に江戸問屋仲間入札に服するのであれば、価格決定力の弱い諸藩の領内商人がどこまで積極的に応じるのかは不明となる。

結局、この諮問に直接関係する幕令や町触が発令された形跡はない。しかし、こうした諮問がなされたこと自体は、二令だけでは済まない問題があるという認識の表明といえよう。やがて町奉行間でも、国産品売捌制度の評価について、流通や都市市場秩序の維持か商品・財源確保かという発想の差異が生じることを想定しうる。

二、富国強兵への道

①五五（安政二）年安政改革令

五四年三十七ヶ条改革案は全体としては私案のままであった。軍制改革が着手された結果、同年後半には大船建造とか海軍伝習、学校改

革、蝦夷地⁽⁴²⁾など個別の問題としては前進した条項も存在した。斉昭は条約港である長崎・箱館・下田以外では来航船を打ち払うべく軍制改革を推進するとし、節儉は軍事権力の外見も内実も損なうと、一貫して不同意だった。それは、「何事を被遊候にも御勝手へ拘り、乍憚埒明不申候」という言葉に表れている。この三十七ヶ条は安政改革の前提となる重要な青写真であったものの、改革のあり方をめぐる意見分岐はさまざまな局面に内包されていた。

五年前半財源問題は、江戸湾警備に現われた。対外問題が緊迫度を増し、地震による緊急出費という状況では、松平慶永でさえ江戸湾警備が続けば藩会計は早晚破綻するとして、負担軽減による藩財政維持を念頭に海防政策を訴えざるを得ない。そこで、斉昭が遠ざけている財政対策を不可避と阿部は判断し、安政改革宣言の政策目標（「手重の古格を省く」）を立案することになった。

実際八月七日安政改革令⁽⁴⁴⁾が申し渡されて、正弘と斉昭にどのような意見分岐⁽⁴⁵⁾がみられたであろうか。同月十四日幕政参与となった斉昭は、十六日登城し、阿部から幕政改正案冊を受け取ったが、それに対する斉昭の朱批が知られている。ここでは將軍家と大名家の関係を決定づける守殿待遇改革⁽⁴⁶⁾について紹介する。すなわち正弘は、將軍家と將軍女婚家との紐帯形成という家康以来の神慮が、財政負担として大名疲弊の元となり、かえって縁談を断る傾向となつては拙いと考えたが、斉昭は、従来からの規格は陽尊陰卑（君がたつと位にあり、臣がひくい位置にある）という待遇にあるので、嫁ぎ先が待遇をきめてはならないという。阿部の考えには、一橋治済⁽⁴⁷⁾徳川家斉の閥閥政治があり、老中水野忠成を通じて多くの財政負担を幕府や大名にもたらしたという記憶がある。しかし結論的には、阿部の考える手重の古格

を省くという政策は、斉昭との合意を前提とすれば貫徹しない。八月二十五日、阿部は書取を以て、「高貴之御上には御手重とは申ながら、御相当之御格合も有之儀二付、何事も無下に御省略相成、万一尊卑之差等も難立様成行候而は如何に有之、且御武備筋二おゐては素より御省略無之は勿論之儀」とした。

また同月の斉昭と島津斉彬のやり取りを見てみよう。斉彬は斉昭に対して、海防全備が専一であるにもかかわらず、現在諸大名の困窮で「全備無寛束」とし、「金錢不通用、諸色高直」対策が第一と唱え、諸藩の軍備停滞が藩財政難を原因としており、それは物価・金融の背景があり、法令発布だけでは改善しないと主張した。更に号令主義にも「俄に嚴令被仰出候は、御善政に而も一応は人氣胴乱可仕哉」と苦言を呈した（九月二十一日付斉昭宛斉彬書状別紙）。これに対して斉昭は、「金穀を以救ひ候は際限も無之候間、定而御制度の上より御救ひの貴考と存候処、其廉々全く愚老の心存迄に委細承知いたし度」と応えた。大名や旗本等を救済するのに金穀（拝領や拝借）ではきりがないことは了解しているので、斉彬側の思いであろう制度上の負担軽減などについては自分の心得として承っておく、と同意を示さなかった。また嚴令についても、「号令等剛勢は不宜云々御尤千万に候、是は愚老も元より右之見込に有之」（同月二十三日斉彬宛斉昭書状）と他人事のような応答であった。⁽⁴⁸⁾ 制度を変更して諸大名の負担を減らすと幕藩秩序を乱すというのが斉昭の考える幕府政治原理の一つである。この諸大名負担軽減をすすめるかどうかが安政改革起動の大きな分岐点であったと考えられる。

②安政江戸地震と老中首座堀田正篤

十月二日江戸で直下型地震が起つた。そして、九日には阿部正弘に

代わって、再任の堀田正篤（翌年正陸）が老中首座となった。これを受けた徳川斉昭は、被災大名の帰国が勝手次第となったこと、そして、自分に無断で老中首座がきまったこと、を阿部に抗議した。多くの研究ではこの時点が、阿部が徳川斉昭と政治的に距離をとるようになっていた画期とされている。⁽⁵⁰⁾阿部は、幕府として海防に備えるには年数十万両の単位で資金を捻出しなければならないこと、大名家から負担軽減策を求める声が確実にあがっていることを認識しており、他方そうした動きを否定しているのが斉昭であることも判っていた。海防費用の幕府財政圧迫や諸大名の負担軽減要求と斉昭の原則論がどこかであわなくなると阿部は早くから意識したのではないか。安政江戸地震によつて幕府や諸大名の財政負担に現実的に対応せざるを得ないとし、斉昭の原則論では幕府諸藩の財政破綻不可避とみなした結果である。

③十一月四日評定所一座等宛老中書取 富国強兵諮問

幕府や諸大名の負担が海防以外にも震災復興などで絶対的に増えるとなれば、それまでのような古格の経費を削減するという程度では、到底賄えるはずがないことは自明であった。そこで阿部正弘は、十一月四日に評定所一座以下に次の長文の諮問を行なった。

〔史料五〕⁽⁵¹⁾

覚

近年來諸國地震津波等之天災打統、且諸夷屢入津致し、殊二此度

江戸表大地震二付而は、世上之膽氣大ニ折け、此俣被差置候ハ、弥以国家之衰弱相増、御国勢復古可致様も無之、畢竟公辺御勝手向累年莫太之御物入ニ而御練合不宜、其上諸夷之御手当は暫時も難被差置候間、此後之御入費ハ尚更顯然之儀ニ有之、諸家迎も同様積年散財相統、何れも疲弊致し居候上、此度之地震ニ而上下一層之氣力を落し候事故、方今之急務は富国強兵之外有之間敷、然ル処、尋常之御処置ニ而は迎も可相届様無之、当節之場合実ニ不容易時勢ニ付、何れニも非常之御所置有之度、就而ハ諸国より出ル産物類、御料は御代官、私領ハ領主・地頭方江戸表江直二運送為致、都合宜場所相撰、諸国産物会所と申名目といたし、四五ヶ所も御取建有之、右運送之諸品物其所ニおゐて直ニ為売捌、尤御代官は手附・手代、諸家よりハ家來差出し、町人共江直ニ売捌、諸家・御旗本・御家人之向も産物相求度望之ものは、小買等も勝手次第為売渡、

公儀江は産物売上高へ応し、冥加上納金為差出、諸雜費之御入用ニ相充候ハ、御益ニも相成、且諸家ニ而も出産之品直売ニ相成候ハ、大坂商人共を始津々浦々江利分相掛候儀相省き、利益不^(本書)少儀ニ可有「之」候、

右産物売捌方仕法之儀は、品々有之べく候得共、可成丈簡易ニ主法相立、尤公儀より厚御世話無之候而は大弊を生し可申候間、御勘定方々会所江出役は勿論、御代官手附手代其外御目付方等時々見廻、都而公平ニ利潤行ハす候而は「却」^(本書)而国家之大害を醸し可申候間、其段は兼而厚勘弁思慮いたし置、主法相立候様有之度候^(以下略)、

この阿部の諮問は、まず外圧と震災への対応を不可避とし、海防と復

興は共に資金が必要であり、復興がなければ富国はなく、富国がなければ海防もない。海防がなければ強国もない、という。富国強兵には、諸国産品流通政策による大量で安定的な江戸への物資流入こそが不可欠となる（諸色潤沢政策）。ここで、富国強兵策が国産品売捌制度と結びつく。

傍線部分から幕領や私領から直接江戸へ輸送し、手付手代や藩役人が江戸での売捌を指揮監督（見廻り⁵²）し、売却先は武家を含め誰でもよい。その江戸での国産会所を統合して、幕領分も含め四五ヶ所（幕領、西国諸藩、中国諸藩、関東諸藩あるいは品目別に）諸国産物会所を創設し、売上高に応じた莫加上納とする仕掛けであることがわかる。これによって、輸送時の中間マージンや江戸・大坂商人の価格操作が消滅する。それを財源として、震災復興と軍備増強を図るといふ富国強兵策で、取り敢えず二、三年試行する、のはどうか、というのである。一方で、流通・金融の主導権を商家から武家（幕府・諸藩）が握り、武家の衰弱を阻止するという意志が表明される。その結果、幕府主導・有力藩有利で江戸に国産品を集中するという江戸一極集中路線＝潤沢政策が打ち出されるのである。

この諮問があまりに突飛にみえるのか、これまで政治問題としてはほとんど検討されなかった。解散令下の国産品売捌制度設計を前提にすれば、幕府領も組み込んだ全国版国産会所への均質化統合構想であり、根柢のない空論の机上案というわけでもない。阿部前期政権が構築したⅢ期国産品売捌制度の根幹であった、再興問屋仲間入札による価格決定（勝手商売廃止令）を根本から崩すことが必要、という結論である。再興問屋仲間は、阿部のこの諮問で時代遅れとなった。以後、幕府の流通政策案は、この諸国産物会所の諮問を元に外国貿易の

議論を組み込みながら富国強兵の道に変容を遂げていく。⁵³

④幕府諸部局の反応

阿部の諮問は、評定所一座、大小目付、更には勘定吟味役にまで宛てられたものであるが、夫々諮問先から異見が出された。それらは本庄注（51）前掲『幕末の新政策』にまとめられているが、ここでは国産売捌制度と問屋仲間制度の観点から整理したい。

(1)五五年十二月評定所一座評議書案（留役加藤余十郎・柴田貞太郎作成）

これは評定所留役が作成したものである。諮問に比しては現実論が目立ち、江戸大坂の二極の全国的会所網の立論である。特に問屋仲間入札が否定されていることは注目すべきである。

i ペリー来航と安政地震を契機として、諸国産物会所を取建て、巨商依存の財政を改革するのは賛成である。町人には享保期に相互監視の商人仲間を結成させた。しかし、逆にカルテルもどきとなり物価が上がった。富国強兵の急務は、手重を封じると商賈の権を挫くのと二つというのはそのとおりである。

ii 領主・代官が国内産物をすべて江戸へ廻送することは、現在領内や近隣城下、遠隔地へも送られ、信州中馬など輸送手段も整備されていて、とても出来ない。幕府や領主で一時的に買い上げとなり、却って莫大な資金を必要とする。武家が町人から資金調達すれば、「養生に毒を飲」むようなものである。

iii 株仲間解散令で仲間を廃止しても物価は下がらないので、再興令で文化以前に戻したが物価は下がらなかった。もう一度問屋仲間は解散するのはどうか。問屋仲間を解散すると商人は競争的になり元方へ纏って買込み価格を引上げ、売買も起りやすく、仲間があれば脇売

りがなくなるといだが、江戸・大坂向けに対して脇売りを禁止すればよいので、仲間の有無は関係ない。

iv 諮問案を次のように変更する。江戸・大坂の二極体制とし、陸運品には陸地会所、海運品には海岸会所の二重会所で商品点検と購入金額証提出を義務付け、取引量ないし取引額に応じて役所運上を取立てる。その会所入用に問屋口銭分を繰り込む。荷主への代金支払は会所から行なう。原価が安めの場合には会所で買上げ市中へ払下げ相場を下げるようにし、一時高騰の場合は会所からの卸価格が判っているので不当な利潤を得た元凶を処罰する。つまり問屋仲間入札に替わる価格調整機構として役人が管理する会所を位置付ける、というのが（最初の）評定所一座案の考えであった。

しかし、このiii以下については、いくつかの諮問先が仲間解散をめぐって異論を唱えることになる。

(2) 五六年二月勘定奉行宛寺社奉行書状（掛合書一括）

これは、寺社奉行が評議書案では異論があるとして勘定奉行に提案したものである。すでに三奉行で(1)評議書案後半iii以降を削り別に書き直し再回覧の上議論があったが、合意できず、寺社奉行単独での提出となった。その経緯は同奉行が掛合書と共に勘定奉行に述べ、さらに町奉行に回覧された。

まず今回の眼目を「富国強兵之御仕法」とし、「天下之財宝を掌握いたし候商人共之権を取上」ることとして了解する。しかし、実現可能性を考え、国産品江戸入荷までは現状を保守し、国産売捌を勝手次第とする。新しい要素である幕領の集荷については「八丈嶋産物会所等」に見合う会所取建を提案する。そして武家消費分は市中からの購入を減らすため江戸入荷の段階で買上げて、残りの売捌は武家・町人

の差別なく勝手次第とする。結局Ⅲ期国産品売捌制度では、武家から直売できない制度なので、町人共に利権を奪われてきた。領民も問屋仲間入札にかかれれば買いたたかれる。そこで、町人を經由せず、代官・領主・地頭から直接売捌きとすれば、産物も潤沢になり物価引下となる。武家が天下の財宝を握り、巨商は衰弱する。寺社奉行は武家直売捌を謳う触案まで提案した。

評定所一座案と比べ、私領はⅡ期国産品売捌制度を一層拡大し、幕領については八丈島産物会所のように会所を設ける、という既存機構を活かした構想である。直売勝手次第となるのが一座案との決定的違い。ただ、八丈島産物会所（嶋方会所）は実質三井の資金で運営されているので、どこまで実態を理解した幕領会所案かは不明である。いづれにせよ、諮問案、一座案、寺社奉行案はいずれも江戸問屋仲間に対する否定的である。

(3) 同三月～五月町奉行所内の議論と町奉行上申書

そもそも阿部諮問は、嘉永期とは異なり、再興問屋仲間に対する不信が基底にあった。したがって、町奉行やその配下の再興掛は徹底して反論せざるを得ない。それは他の奉行を巻きこんで展開する。

i 三月南町奉行宛諸問屋再興掛上申書

(1) 評議書案iii（仲間解散令再発令の議論）に対し、寺社奉行が自案を勘定奉行や町奉行に伝えた。そこで町奉行は担当の年番与力に意見を聞いたところ、彼らは再回覧の案のようにiii問屋仲間停止が削除されれば「別段御異存之廉可被仰上品も有之間敷」との意見を町奉行に上げた。

ii 同三月勘定奉行宛町奉行書状

町奉行としては、評議書案が後半問屋仲間解散の議論を書き込まな

い修正をするのであれば、是迄の法制度を嚴格に運用する文意になるので異論はない、寺社奉行が異論があるとして何か発言するのであれば、所轄奉行として評議書修正を上申する、と勘定奉行に書通した。

その修正案によれば、町奉行も、富国強兵のすべが幕領・藩領ともに国産直売捌以外にないことは認める。解散令で国産売捌は勝手次第になったが、商人依存になり、却って他領品抱込みなど逆効果もあり、禁令(『幕末』四二八八号)もでた。文化以前に戻すという再興令が出て、しかも冥加金もなくなった。ペリー来航以来市中手当が重要となり、更に安政地震で諸色潤沢、低価格を申渡した。特に材木類は問屋が頑張つて潤沢な調達を再興令の趣旨に沿って実現した。問屋再興令では物価は下がらないと遠山景元が主張したが、再興令の功験で御用金も集まり、品数が調達されている。問屋仲間解散が再発令され組合仲間の規則がなくなり、諸品の売買が武家の進退となると、江戸への入津調査や災害救助物資の見込など、町奉行では立てることもできない。しかも再興後十年も経たず再び停止では、町人の信用がなくなり、金融が滞る。これは武家の困難となるので、問屋仲間の形態は当面是迄通りとし、メ売メ買などがあった場合に吟味する方式を、評議書後半の文案として提案する。

ペリー後の富国策Ⅱ諸色潤沢には問屋仲間再興令こそが役立っていると町奉行は主張し、阿部諮問とは正面から対立する。

iii 同四月町奉行宛諸色掛名主上申書

諸色掛名主は、町奉行の前記意見を補強するために、株仲間解散令で物価引下にならなかつた理由と、再興令によって値下げされた商品の書上を極密に提示した。⁽⁵⁵⁾ 解散令中は諸国荷主が江戸問屋に不義理となり素人へ搬送し、素人商人は荷主から安値で買取すれば不慣にもそ

のまま値で売捌くので損毛分の備えがなく商売は損失ばかり、惣体人氣相狂う十年であったという上申書である。ここで注目すべきは解散令が物価引下にならない理由の中に、国産売捌の影響を述べた箇条がないことである。国産品売捌制度と問屋仲間の共存が落とし所と掛名主の感じていたところなのであろう。

iv 同四月南町奉行宛南町奉行所再興掛上申書

諸問屋再興掛が先に提出した意見以後の経緯をまとめ、vに掲げる町奉行上申書を説明したものである。つまり、当初三奉行では評定所案後半iii部分は合意できないというので、問屋仲間停止を削除という文案で再度回覧となった。しかし寺社奉行が単独で評議書を出したので、再回覧案に再修正という線で勘定奉行側と協議を図つたが、同奉行は「本之御論」に戻すという線である。もともと問屋仲間再興に否定的ということだろう。⁽⁵⁶⁾ このままでは評定所の内評は荒立つだろうと懸念する。一座評議書案における市中行政批判は「文勢猛烈」で、勘定奉行と連名の同案は不都合である。再修正して合意を獲得するのがよいのだろうか。文面だけではなく別に一座で論陣を張るのでもなければ、市中の事実をつくしきれない。再興前後の事情を両町奉行で上申し一座へも演舌すれば、評定所案の問屋仲間停止を削除したもので済むであろう。その旨の上申書案を閲覧してほしい、という。

結局、町奉行と勘定奉行は折り合い、両者連名の評議書は五月九日に老中に出されたようであるが、次にみるように別に町奉行限りの上申書が出された(勘定奉行も別に上申した)。

v 同五月老中阿部正弘宛町奉行上申書

町奉行の最終的な主張は大枠でiiと大きな違いはない。町奉行としては、老中諮問のいうごとく、大坂・江戸の巨商に天下の財宝を握ら

れ大利を貪られているのは事実で、彼らが売崩れ苦情を出しても頓着しないのは了解する。確かに根本的変革ができれば武家の権威が商家に奪われなくなり至極よい。しかし問題は、評議書案の書くように大変革であり、実現できないことである、という。

阿部諮問の論点だった国産品売捌制度は、町奉行からすれば、素人売厳禁、問屋入札で運営してきたので、諸家より問題があっても町奉行が商人を呼び出し売捌人が示談させてきた。しかし、すべての大名諸家が国産品売捌制度を望んでいるわけでもなく、国産品売捌制度が武家の管理に移っても町人の助力抜きでは、およそ商売上の仕組に不慣れであり、商人の権を挫き、武家の衰弱を立ち直らせることにならない。机上の空論である。この指摘は現場の監督者だけにリアルな認識ではある。しかし、阿部がそこをこそ打開しなかったことは五四年の諮問でもあきらかである。

町奉行はいう。株仲間解散令では国産品売捌も勝手次第となったが、大名も自分のために努力すべきなのに町人任せであった。解散令でも値下げにならず、却って資金繰悪化というので、文化以前への再興令となった。解散令は仮想商法で、実際は問屋仲間が対応した。それが將軍に聞こえるところとなり再興令となった。問屋再興は物価引下をもたらし、遠山景元が主張しているが、値下げした品目も多い。一〇年も解散令で勝手商売となったので商風は一挙に改まらず、あと五年は懸かるという諸色掛名主の見込である。とはいえ、御用金調達や諸色潤沢などは、再興令の成果である。商人の権を挫けば世のためというわけではない。国産会所ですべて幕府と領主の管理となれば、実際は差支ることになり、巨商に一任となる。それでは、諸色潤沢の取締は乱れ、解散令に逆戻りである。再興後まもなく組合廃止では、

町人の危惧は金融にも影響し、結局武家の差支えとなる。

しかし、問屋仲間入札は結果として江戸市中への国産品集荷によって阻止的であったし、国産品売捌によって諸藩がいわば自律的に海防財源を蓄積する機運を削ぐものであった、という思いが、阿部の発想転換の根本にある。大艦隊が来航するたびに軍事動員と御用金を課すのでは、武家も商家も疲弊と不満が蓄積するだけという見通しが、町奉行には欠けている。町奉行と阿部との嘉永期のような協調は終わった。それが、安政地震を経た阿部の決意であり、諸国産物会所による諸色潤沢政策すなわち富国から強兵策への指向となる。

三、安政地震と水戸藩家来鈴木藤吉郎

安政地震の被害は水戸藩邸にも及んだ。すでに徳川斉昭の幕政関与により、水戸江戸藩邸では斉昭側近の戸田忠太夫や藤田東湖の影響力が増していたが、結城派を淘汰する状況になかった。そのことを彼らは了解しており、結城派のもつ藩政実務の能力まで否定し去ることはなかった。ふたりを失った水戸藩邸ではこの均衡が崩れ、結城派も高松藩に働きかける一方、斉昭周辺でも激派、すなわち原田兵介、高橋多一郎、などが台頭し五六年三月から四月に結城派への肅清が引き起こされた。四月二十五日長く囚われの身だった結城寅寿は処刑された⁽³⁷⁾。これに驚いたのは鈴木藤吉郎である。結城派に近いというだけで身の危険を感じたことはまちがいない。早速暇願を出し、おそらくは阿部や久世にも取り入っていた人脈を活かし、翌月七日には、阿部の名前で町奉行に申渡と書取が出て、町奉行直支配として召し抱えられた。後日御用を仰せ付けられるので浪人扱いではないという。藤吉郎は、もともと身の安全の図れる位置を公然と確保した。一方鈴木木のこの変わり

身に、内部情報が幕府に漏れるのではないかと心配したのは結城派を肅清した側であった。召返して水戸の勝手方にすべきとか、願って水戸藩に抱えられたのに暇を乞うのは大罪だとかの意見や、鈴木からすればいじめられることになり、ますます憤るにちがいない、町奉行が出てきたからには召返しは不可能など議論百出となった。結局奸説（結城派のこと）に組していない大山師にすぎないとして、大目に見ることとし、万一に備え川路聖謨に工作しておくことになった。こうして御三家水戸の脱法ぎりぎりの国産品売捌に深くかかわっていた鈴木が、それに苦慮してきた町奉行に庇護されるといふ関係が生じた。阿部の書取を受け取った町奉行としては、鈴木の特遇（町奉行所での席次、屋敷改の肩書、願届の提出先）を整えなければならなくなった。⁽⁵⁸⁾かくして、五六年前半には、政策的には旧来の問屋仲間保護の町奉行路線を修正し、幕府主導による国産集荷への指向が町奉行の外で大きくなり、また、人材的にも鈴木藤吉郎という諸藩国産売捌に通じた人物が町奉行所内に偶然とはいえ入り込むことになった。つぎは貿易取調開始にあわせ、町奉行所自体の編成替えを迎えることになる。七月には、オランダから香港総督パウリング来日情報が伝えられた。幕府は、ペリー来航情報を活かせなかったのを顧みて、貿易取調開始を選択した。これは貿易対象商品の確保という文脈で、全国的視野をもった産物集荷政策の検討を必要とする。阿部が諮問した富国强兵への道が、貿易問題と絡んで新展開する。

第三章 諸色潤沢と町奉行所

一、「沿海御取締見込書」と貿易取調

①五六（安政三）年八月阿部国産品貿易諮問と岩瀬忠震他「沿海御取締見込書」

五六年八月初になると、国産品売捌による富国强兵諮問をめぐる状況は一転して、阿部正弘は全ての国産品を対象に海外貿易に充てるという諮問（BGKI14-213）を行なった。これは、幕府が貿易を将来の可能性として掲げた最初として評価されている（後述）。そしてその前提には、前七月海防掛目付岩瀬忠震らの「沿海御取締見込書」という長文の上書がある。⁽⁵⁹⁾この上書は、(1)問屋仲間が持つ、商品を入荷し各所へ配送する（引受ける）問屋機能を大船と会所で統合強化することによって、幕府の全国流通統制と一体化することを前提とし、(2)集荷された国産品の余剰分を対外貿易に備えようとした点で新しい。五月までの町奉行らの議論が、五五年阿部諮問に対して問屋仲間を維持するしかないという消極的必要論を唱えたのに対して、株数限定、仲間外排除というかたちで問屋仲間を統率する会所御用達の力を基幹とする構想である。従来は(2)の対外貿易論に議論が集中し、(1)の貿易の前提となる国内流通⇨集荷実現策は机上策とみなされ、あまり多くは論じられてこなかった。しかし、前年諮問とその後の評議を踏まえれば、(1)についてもしかるべき評価を与えるべきであろう。

すなわち、大船建造許可により交通手段が一変するので、増大する国産品利益に対応する規則を作り、諸家や三都商人など大船所持者だ

けが大利を得る弊害を防ぐという提案である。つまり、大船運用体制として i 通船改会所十五ヶ所の幕領化と江戸産物会所の設置、ii 陸荷の会所集荷（付、関東絹市会所設置）、iii 唐蘭物・羽二重等高級品輸送の海運化、iv 大船運用の会所御用達委託、v 辺境地集荷、vi 産物会所での藩船荷揚、vii 藩船の最寄会所寄港、viii 海外会所設置、ix 海軍修行、等を提案する。これには軍事政策というより流通政策として考えられ、軍事的危機即応ともいべき大船建造許可⁽⁶¹⁾とかなり異なっている。以下、諸藩国産品売捌との関わりから、この構想 i・vi・vii を整理する。

i 通船改会所と産物会所

i は、沿海枢要の港に「通船改会所」と江戸に「産物会所」を設けるといふもので、本案の眼目をなす。通船改会所を江戸や大坂、長崎等全国十五ヶ所（産物会所設置検討中の箱館は含まれない）に設置する。下関など私領は会所敷地だけを幕領とする。産物会所は江戸に設置する。通船改会所には代官所手付手代を派遣し産地出荷品を引き受けて、口銭を取ってきた各港問屋を御用達とし、この会所で売主と問屋（天保十二丑年以前之如く株式公然相定⁽⁶²⁾められた株仲間）である買主が価格交渉をする。交渉成立後御用達が浦証文ⁱⁱ積荷証明を交付、江戸での手続を厳格かつ合理化する。江戸入津長期化による吉原などでの浪費を防ぐためもある。まず口荷（荷見本）を産物会所御用達（江戸問屋仲間から選出）に引受けさせる。「仲買共」へ入札させ、値段交渉が成立したら荷主が二%の冥加を納付し、浦証文を提出する。通船改会所と産物会所間は為替決済で、各会所運営費は御用達負担とする。会所取引高総計を五千万両とすると、この益金百万両は役人手当、大艦・大小炮製造、貧窮対策、国産品開発・製造、蝦夷

地・南島開発等に充てられる。幕府大船を国内流通に導入し、これに国内遠隔地間交易、江戸集荷を託し、利益を富国強兵に充てる。これは、諸藩による国産品江戸集荷を核とした国産品売捌制度とは基本的に異なる。前年十一月の諮問に比して、幕府の流通統制ⁱⁱ課税が格段に強まる新たな発想に基づく制度設計となっている。

vi 藩船の江戸荷揚

藩船（諸侯之手船）積載国産品は江戸の産物会所に差出し、二%の税を払うとする。蔵屋敷に格納して入札してきた（すなわち、従来の国産品売捌制度を採用の）場合は、会所役人立合のうえ、従来の取扱量迄は一%、それ以上は二%とする。

vii 藩船最寄会所寄港

国産品輸送や参観交代での藩船は、最寄通船改会所への寄港を義務付けられる。国産品は同所で i の手続で浦証文の発行をうける。帰国では、船載武器の書類も添えて、浦賀と大坂で改をうける。

以上の大船運用により、沿海取締、すなわち、メ売メ買密貿易を防ぎ、武家の利益にもなり富国強兵の基本を建てる。この構想の理念は「海防筋護国安民之為税法」確立にある。取引高に二%課税を一般化することの意義を、富国強兵策の実現に求めた。つまり、昨年来の議論を超えて、大船商用運用として、財政、海外通商まで議論を拡大している。大船通商による富の蓄積が重視され、大船軍事力の強化は後景に退いている一方で、幕府と各地の間屋資本が一体となり幕府中心の商品集荷策を構築する議論の出現は、箱館会所との関係でも注目されてきた（注（60）参照）。

ここで、ペリー来航後の問屋仲間政策と国産品売捌政策との関係性の変化を整理しておこう。すなわち、両政策は五一年以後問屋仲間再

興政策の下にあったが、五四年になると、阿部は国産売捌政策を万石以上の大名で普遍的に立ち上げる議論を喚起した。五五年十一月には、問屋仲間入札を廃止し、私領向けだった国産品売捌が幕領までふくめた形に均質化され、江戸入荷量増加（諸色潤沢）政策として抜本的に強化する構想が打ち出された。今回の上書は、大船運用に問屋資本を株仲間編成して組み込んで取引高に課税する流通税制を立ち上げ、御用達を中核に仲間を統括する強力な流通統制を実現することにより、江戸に集荷された国産品から海外輸出分が搾出される。江戸入荷にせよ、輸出にせよ、そこでの国産品販売は、諸藩の財政援助としての売捌制度ではなく、株仲間として再編成され問屋仲間が集荷して行なわれる。こうした御用達⇨問屋仲間⇨エラルキーを組み込んだ集荷の大船海運政策を海防掛目付岩瀬忠震が案出したと押えておきたい。（問屋）口銭は考えられていない。

②香港総督パウリングの来日情報と阿部貿易方法調査諮問

五六年七月ハリスが下田に到着する半月前七月八日、長崎海軍伝習所の分遣隊司令ファビウスが長崎に到着した。同人は途中香港で総督パウリングと再会し、彼の締結した英⇨シヤム条約（パウリング条約）の日本への伝達を依頼された。オランダ全権委員ドンケル・クルチウスはこれを受けて、同条約写を添えて、日蘭和親条約副章⇨自由貿易協定を提案した（七月二十三日、BGKM 14-175）。江戸での提案やパウリング条約、副章を受け取った阿部正弘は八月四日、貿易方法の調査を諮問する書取を評定所一座に重ねて下し急評議を命じた。⁶³このとき、阿部のもとには「沿海御取締見込書」は届いていたと考えられるのが自然であろう。オランダ商館長時代のドンケル・クルチウスの伝えたペリー来航情報を活かしきれなかった阿部に、貿易について十

分に研究するという意識が潜在したのは不思議ではない。

この書取は、対外貿易を開始する方向をしめしたものとわわれている。しかし、まず考えていたのは貿易一般ではなく、ペリー来航時に唱えられた「出貿易」⁶⁴に近く、それは、来航米国船による貿易は認めず、その代り日本側が海外へ出かけ米船来航は拒むというものであった。とはいえ「出貿易」を担う渡航人材養成には「如何様勉強出精習練為致候而も、此上五年七年を経不申候而は、万里之航海無覚束」という諦念も示されている。結果として、「左候（人材不足の）時は日本全国所産之日用諸品之余分を以、外国無限之求に応し」るしかない。前年十一月の富国強兵⇨国産会所諮問と比較すると、国内需要を超えた余剰の産物が新たな貿易で利益を生み富国強兵の財源ともなるという発想の進展があり、「沿海御取締見込書」の余剰分交易の構想である。つまり、（銅の外）「諸渡物等如何様之仕法ニ致候而、差支無之御国力相続キ可申哉、兎角交易御差許之有無ニ不拘、右大本は取調置候方可然」と維持可能な渡物（帰荷⇨輸出品）を確保する方法の調査が命じられた（BGKM 14-213）。五五年十一月から五六年八月の段階へと阿部の構想は国産品江戸集荷から貿易品創出へと拡大してきたといえよう。

諮問を受けた長崎在勤目付は八月貿易開始こそ治定するよう求め（BGKM 14-289）、九月十日阿部は再び評定所一座以下にこれを諮問した（BGKM 15-11）。ところが、パウリング来日が当面遠のき、貿易開始未定のまま、オランダ副章・パウリング条約を前提に外国貿易が検討され始めた。

二、軋轢を生む外国貿易取調と諸色潤沢取調

①外国貿易取調掛と諸色潤沢政策

十月十七日老中堀田正篤が外国事務取扱となり、二十日若年寄以下に外国貿易取調掛が任じられた。外国側と商取引方法を摺り合わせるとともに、全国所産の日用諸品をどう集荷し、交易による利益をどう分配するかが政策課題となる。七月の「見込書」は、諸藩優遇は度外視した構想であったから、阿部の八・九月の諮問が諸藩財政政策には触れていないとすれば、諸藩は納得しないであろう。

実際、十月二十六日付松平慶永宛島津斉彬書状⁽⁶⁵⁾では、次のように危惧されていた。すなわち斉彬は、今回の人事を幕府の交易開始と観測し、それで富国強兵になり世界の強国となれば結構だが、幕府の当面の利益のみになってはそれまで（「当座之御利益而已二相成候而は是限之事」）。斉彬としては今は自藩第一⁽⁶⁶⁾に専念する（「自国之義を乍不及手当仕候外有間敷」）と断言する。開港の動きは様子見だが、幕府は自分の（財政の）ことしか考えていないと危ぶんでいる。すでに見たように、斉彬の危惧はあつたつている。交易における富の配分の問題は、幕藩関係にも市中政策にも直結する問題だった。

②諸色潤沢取調掛町奉行

十一月十八日、幕府は大目付伊沢政義・町奉行跡部良弼・同池田頼方に貿易取調掛を、同時に良弼・頼方に諸色潤沢取調掛を命じた。跡部良弼は同日に、留守居格（海防掛）大目付から留守居格北町奉行に異動となった。つまり、跡部は諸色潤沢政策を実行するために北町奉行に選抜されたのであり、南北町奉行が併せて貿易取調掛と諸色潤沢取調掛になったことは、貿易政策と潤沢政策とが一体であることを物

語っている。

まず、この町奉行人事について整理する。弘化・嘉永期の阿部政權の市政は遠山景元が担っており、彼はもともと反水野忠邦で、天保改革の風俗規制についても柔軟路線を主張し、株仲間解散には反対であった。⁽⁶⁷⁾弘化期に南町奉行に再任後は問屋仲間再興のために尽力した。忠邦の実弟跡部良弼は、兄忠邦に背いた南町奉行鳥居耀蔵の後任として一度町奉行になり、兄の再辞職により小姓組番頭に降格となった。

その後任が再任遠山であり、その後任が池田頼方である。跡部は大目付から北町奉行となり、池田と共に諸色潤沢取調掛を担当する。跡部は遠山以来の政策基調と軋轢を生む⁽⁶⁸⁾。

では、諸色潤沢政策に対する反応はどのようなものであったろうか。この町奉行の人事を見ていた伊達宗城（旗本出身）は十二月、慶永に次のような情報を伝えた。⁽⁶⁹⁾宗城は、町奉行を先頭に全体として海外交易構築に向かっているという観測だった。さらに、岩瀬は宗城に対して、日本の政治体制は封建制度であり、諸侯が窮迫しては非常時対応できず、幕府だけが貿易上の利益を搾取するのは以の外（「幕計にて此上貿易之利しほり被取候様にてハ以之外」）であり、「一般に富有相成様」にしたい、と語ったという。つまり、岩瀬は、宗城の危惧を打ち消そうと貿易の利益を幕府と諸藩で共有し対外非常時に対応するとした。ただし、岩瀬は幕藩含めて「一般に富有」を凶るべし、としたのであって、諸藩を優遇するとは表明していない。諸藩の国産品売捌増量分を一から二％に増税して原則二％税を課す「沿海御取締見込書」の発想を諸侯重視の立場に見せかけた（あるいは誤解させた）わけである。

これから、諸色潤沢は実質国産品売捌で、その売捌先と利益配分

が貿易開始にあたって論点となっていたとみてよい。⁽¹⁾ 言いかえれば、阿部＝堀田の貿易開始議論は、諸藩の国産品売捌政策において利害の分岐点を内包していた。五月に町奉行所の一角に組み込まれた鈴木藤吉郎は、仙台、水戸、関宿などの国産売捌に深く関わり、それらを利己的に集中・運用して国産売捌における諸利害の分岐を抑え、諸色潤沢にする術は心得ていた。

③五七（安政四）年貿易開始方針と諸色潤沢政策

五六年「日蘭和親条約副章」という自由貿易案を提起したドンケル・クルチウスは、翌五七年正月末のオランダ商船の伝えたアロー号戦争開戦の報を受けて、幕府にその回答期限を四月と切った。そこで三月堀田正睦（改名）は関係者に諮問し、貿易を開始するとすれば、その具体的方法（「仕組はケ様々々、品は何々々、港は何所々々」）を一⁽²⁾刻も早く決めたいとした。諸色潤沢政策との関係で注目してみよう。

〔史料六〕

一、諸侯之国産も多分可有之、右廻し方、且貿易御開之上は、諸侯も同じく益を得、積年之疲弊をも補候様二不相成候而は、不平之基二付、是等も勘弁有之度、一体御国ニ而は、政府之交易之方可然哉、又は長崎表之振合ニ而、公私打混し候御仕法⁽³⁾ 抔可然哉……何れも不容易件々、……

五七年三月諮問は、同時期に出された老中諮問のなかではあまり注目されていないが、そもそもは諸国産品売捌についての条項であり、その国内流通政策と輸出政策により諸藩の財政援助となる必要があるとする。こうした藩援助策は、阿部がペリー来航後に繰返し言及してきた。しかし堀田のみるところ、幕府専管か長崎型などでは疲弊する諸藩に不平を招かせないのは難しい、ということであろう。

海防掛大目付目付はこれに対し翌四月に上申し、本条については、国内集荷の中心に位置付く江戸物産会所以外に、長崎に加え外国船も入津する要衝に「貿易之会館」を設定して、会所での「改済」み産物を徴税の上輸出に廻す。つまり、御料も私領も産物は「銘々」がこの会館に向け輸出国産品を輸送し、途中改会所で船税を、江戸会所で輸出税を支払い、同会所で貿易担当役人が処理して外国側へ渡物として輸出手続するという。そして、諸藩に不満があるとすれば、それは諸色潤沢取調掛が任命されているのに、貿易開始が隠されていることこそあり、堀田の決断を求める論となっている。⁽⁴⁾ これは、諮問の求めたものから論点を外した観がある。結局「貿易会館」を輸出入の中核にして外国貿易を集中し、そこから得た富を藩へ配分するという考えと見なせるであろうが、そのようなやり方で「積年之疲弊」を解決できるかがこの諮問の問うたことだった。

こう考えると、五五年阿部の富国強兵諮問以降、五六年貿易取調掛と諸色潤沢取調掛の発足、そして五七年堀田の貿易開始諮問まで一貫する、会所を通して諸藩国産品売捌取扱増大を図る考え方は、貿易開始という軸で岩瀬等海防掛目付と共通する。しかし諸藩財政援助という軸では、会所網構築でも、貿易品集荷でも、諸藩の利益は（排除はしないが）取扱高に比例して増加するものと位置付けられている。そのズレのままでは、島津斉彬や伊達宗城の諦念と危惧を解消できないであろう。

しかしそうした思惑を超えて、堀田の貿易開始の方針は、水野忠徳と岩瀬忠震の貿易筋取調のための長崎派遣となり（四月十五日）、二人は全権ドンケル・クルチウスと八月二十九日日蘭追加条約を長崎にて締結した。この間に阿部は亡くなり（六月十七日）、単独で政権を

率いることとなった堀田は早速九月二十五日、二十六日と二つの諮問を行なった。二十五日は評定所一座以下への、「此度貿易御取開相成候ニ付てハ、第一諸色潤沢諸国産品物其外」を「自在ニ運漕出来候様御所置」として「諸国廻船之儀も大船造立御差許」す諮問である。大船を商船として運用し遠隔地交易と会所経営に活かすということは、五六年七月「沿海御取締見込書」の主要テーマであった。これには触書案が付いており、原文は九月の時点で町奉行が作成し「大洋」へ乗出す大型廻船の将来性が強調されていたが、奥右筆が懸紙した文面では「大洋」表現は避けられている。⁽⁷³⁾更に二十六日の諮問は、蘭・露追加条約により両国に続いて順次他国も通商が許される状況を知らしめ、武備強化せよと触れるのがよいか、輸出入への参画希望者は長崎・箱館奉行に届出よと触れるのがよいか、というものである。⁽⁷⁴⁾

結局前者は「御軍艦操練所之儀は……追而御廻米其外諸般運送方之義も都而引受」と心得よという老中申渡（『幕末』五一五八号）になり、後者は「オランダ通商御仕法替相成、向後長崎并箱館両所ニ於て交易御差許有之」（『幕末』五〇七七号）という公知のみとなった。ともに淡々とした条文であり、幕府内部の躊躇を示すものであろう。貿易開始のため諸色潤沢を図るべき町奉行二人は堀田の諮問に、早いテンポの通商条約締結は対応しきれず、江戸で諸色払底となる懸念を表明したのである（十月）。

〔史料七〕

……上方并中国西国筋之もの共は、大坂廻方御当地へ差下し候運漕之諸雜費不相掛、難破船之憂も無之候故、長崎表江悉皆相廻候様成行、且北国奥羽筋之儀も、箱館表江積廻方是同様之事情ニ可有之、左候節は御当地諸色忽払底ニ相成物価引上候は眼前之

儀に有之、諸色潤沢方之儀に付而は私共兼而蒙御沙汰罷在候ニ付、勘弁仕候処、一体外国貿易御差許可相成諸品之内、御国中上下必用之余れるを以、舶載之諸物之代り品ニ被差遣相当之儀ニ有之候間、当時江戸入津之諸品員数凡相調置、差向外国江御渡可相成分は、凡何品と申儀相撰候上、出産之国々相札、何程は両地へ積送、其余は長崎箱館江相廻し候歟、又は諸品一般ニ江坂両地江相廻し候上之取計ニ相成候歟、何れニも総括之取締相立不申候而は永統致間敷、外国江之売捌方手広ニ相成候儀而已心懸、御国内之差支ニ成行候而は不容易儀ニ有之……

すなわち、長崎・箱館開港により、両港に距離的にも近いところは商品が流れ、江戸は諸色潤沢どころか払底、物価高騰となる。傍線部のように、外国貿易は日本国内の必用を満たし余った分を舶載品と交換することである。輸出品配分は全国的な統括がなければ維持不可能である。外国輸出だけ考えて、国内需要に支障をきたすまいとたいへんな事態になる。「沿海御取締見込書」でも、国産会所網の確立と一体となった貿易開始が唱えられていた。前者が未確立のまま貿易だけが開始すれば諸色払底となる、というのは諸色潤沢取調掛としては正論である。幕藩財政を慮って国産品売捌を問題にしたのは勝手掛の阿部であり、堀田単独政権が諸色潤沢を蔑ろにしないよう釘を指すのが町奉行である。ここで輸出可能品増産が目指される。

④町奉行所と鈴木藤吉郎

五六年五月に町奉行に庇護された鈴木は、その後同奉行所で諸色潤沢政策とどのように関わったのであろうか。鈴木が後に獄死したこともあり、町奉行史料の中にはほぼ人事記事にしか残らない。その中で、(1)同年後半の仙台米調達、(2)町奉行与力以下の人事、が比較的まと

まっている。また、米油取引や震災復興が鈴木木の不正行為として取り上げられるので、これについても言及する。

翌五七（安政四）年三月の鈴木藤吉郎昇格に関わる人事資料が注目される。そこで同月八日町奉行が年番与力に渡した書取⁽⁷⁶⁾によれば、鈴木藤吉郎が町奉行所の庇護下に入って十ヶ月後に、先に同人が提案した米油案は容れられず、代わりに町奉行が町奉行所御用聞として、三十人扶持と与力の上席を与える、職務は米油諸色潤沢方取調御用とするとしたときのものである。

(1) 鈴木は前年の建白の中に米十萬俵備蓄案を掲げた。たまたま同年は関東地方の米が不作のところ、鈴木は仙台藩の十萬俵を内金で押さえ⁽⁷⁷⁾ていたので、市中米屋と談合して放出したいと申出る。本来相対売買で町奉行所は関知しないが、万一の混乱に備え勘定奉行に断りを入れたというのである。天保期には鈴木木は、蔵元升屋の機能麻痺により「都而仙台家勝手向」を牛耳っていたのは前述した。

一方、仙台藩は当時安政改革を仕掛け、五六年六月新たに近江商人中井新三郎と五年季の買米契約を結び、買米の権限一切を委任して「御蔵元同様」の機能を果たすことを求めた。中井は以前から藩国産の生糸・紅花の上方取引を通じて仙台藩と結びついていた。しかし、買米資金五万両を調弁することを求められ（家屋敷を担保にした）、また、江戸深川蔵屋敷での相場取扱なども従来通りとされたので、担保の引受先や米相場経験が必要とされた。ここで、鈴木木能力と金力が動いたと想定できる。結果として仙台藩との契約を果した中井は同年十一月正式に、仙台藩蔵元升屋平右衛門の「蔵元断り」を勝ち取った⁽⁷⁸⁾。これが鈴木木という「定例廻米高之外直行米十萬俵余内金指出買留置」くことの仕掛けとみてまちがいない。それが五七年三月になって、阿

部の「奇特之筋二も相聞、抜群御用立候もの」という鈴木評価を生み、同年新米から米油に転用することを前提に、米油諸色潤沢取調御用を命じられる⁽⁷⁹⁾。

(2) しかし、阿部の肩入れがあり、三月に与力たちにも諸色潤沢掛が命じられ、下役なども備えられていき、町奉行所の組織としての位置付けがあるものの、町奉行所自体や市中行政において諸色潤沢策の具体化の痕跡はなかなか見いだせない。この状況を佐久間長敬は次のように回顧した。

〔史料八〕

扱、潤沢掛といふものが出来た其根原は、①外国と貿易をなすに就ては、江戸市中に日用諸物品が欠乏してはならぬ、是非潤沢さしてその余分を外国へ出さねばならぬ、その主法を立てるといふ老中の見込にて、掛役々も任じられてあるが、当時の役人にそんな見込や良案を立てる人物はない。町与力同心も町年寄、町名主も皆保守的の頭脳、新規の事をして失敗してはならぬと身構をしている。老中や奉行がいかに気をもんでも、②実際そんな智識は幕府の小役人にはなかつた。その虚に付込で鈴木藤吉郎は、日本中の諸色は幕府の力でどうでもなるといふ大計画を建白する。彼の弁才とまた経験の足りない処と、政事上は眼目で見て、机の上で考へたよふにはならぬといふ事をしらない。③米の相場で田舎者が少し計金を儲けた事や、相場師や米油の江戸商人がいふ事を真とおもつて策を建つると、天下の政事は大失策になるといふ事を悟らなかつた。……

今度跡部が再勤すると、私しの父を呼んで、御時節柄再勤して忠勤を尽せと内意があつたが、父は先の失敗に懲りているので、堅

く辞退し、再勤を願はなかつた。其時跡部から市政の見込を聞かれ、上申した鈴木の見込は、迎も行れまい、④鈴木のいふ潤沢策は、現今行われている商品取引所を設立しよふというのでありました。当時にては容易ならぬ計画である、諸色を潤沢さして其余りを海外へ輸出させよふとするには、根本の産地を改革して産出高を増加しなければならぬ、其本を正さして、江戸に相場所を設けるのは博徒が賭場を開いてテラ銭、カスリ銭を取立るよふなもの、御上へは税金も揚るだろふが、これが為破産者も出来る、諸色潤沢所が江戸町人大恐慌が起るかもしれない、殊に海外の貿易などという大仕掛の事は、我々海外の事情を知らず、経験もない無学の小吏に迎も見込は立たぬ、平らに御免を蒙る、併し年来の御懇意だから服職なく忠告を申上る、うか、新事業を起すと再び大坂(大坂)のよふな事になり、与力同心に苦痛を与へるのミにて、功は覚束ないと遠慮なしにいつた、跡部はこれを聞いて、貴様も追込んだな、兄(兄)と一緒に天保改革に働いた時とは違つたと笑つた。其時尚答へた、其筈であります、永く浪人して商人とも交り、下情を知て見ると、天保改革の仕損を悟り、商法の掛引は秘密が多くして、尋常平凡の役人根性では勤まりません、此度も御失策にならぬよふに御注意なしと言張て来たと、私に話しました。私へ教訓には、以後参考のため此成行を能く見ておくと教示された、こんな訳で当時の内部を能く覚えています。

けとめて策定する能力はなく、そこに「山師」鈴木藤吉郎の活躍する場ができた。ただし、傍線④の長敬父長興の諸色潤沢策批判、すなわち流通政策によつて貿易開始に備えるという発想は根本的に誤りで、生産過程に即して対策し生産量を増やさなければならぬ、という発想は、「沿海御取締見込書」以来幕府有司の貿易開始論に一貫して欠けたものである。のちの殖産興業の投影した長敬の思いとしても、興味ぶかい。しかし貿易開始の政治的圧力は喫緊であり、それに対して町奉行所の中では、外部勢力としての鈴木を中心とする積極対応派と、従来の発想を保守する消極派が並立し、跡部が前者を、池田が後者を押す力の拮抗が想定される。一方が他方を排除しない限り事態は動かない。傍線③の記事についても、鈴木の米相場経験からすれば、経験不足で米相場で失敗して失脚し獄死したとは考えにくく、後述するよう獄死はむしろこうした平衡移動の反動の結果と考えられよう。

ここで町奉行人事を確認しよう。政治的には劣勢にあつた池田播磨守は、五七年十二月二十八日に大目付へ転出する。代わりに伊沢美作守政義が大目付から南町奉行となる。伊沢はオランダ国王書翰の長崎奉行、ペリー再来航の浦賀奉行、更に日米和親条約調印の全権を勤めた。調印後は条約港下田の下田奉行になった。そして、二人の町奉行跡部・池田とともに貿易取調掛となった。その意味では、外国交易問題の第一線に立つてきた経歴の持主である。しかも、このとき蘭・露追加条約は締結され、ハリスとの間では通商条約の交渉が大詰めを迎えていた。伊沢が諸色潤沢政策の最前線に登場したと考えられる。池田は大目付に転じたが、奉行所内の拮抗で潤沢政策推進派に押し出されたのである。

江戸市政はそれぞれの立場に立つ与力らの争いの場でもあつた。佐

久間はそれを、鈴木の腹心とされた蜂屋新五郎と天保期からの重鎮与力^{ひがしやう}東条八太夫の対立として理解していた。東条は頻りに隠居を願い、三月十日に本所方与力を命じられて年番与力其外掛役御免となり、跡には蜂屋が任命された。このころから跡部は「支配向持所不相応の者を黜け人才を登用して組中を改革なす」与力同心の改革を打ち出した。その改革令全五条の内には「諸問屋の規則を改革して是までの陋習を去り、新法を設け諸色を江戸に潤沢なさしむる事」と謳われている⁽⁸¹⁾。株仲間解散令を彷彿とさせる条文である。

そこで浮かんだのが砂糖問屋一件である。十組以来薬種問屋と砂糖商人（砂糖直仕入のもの）は仲間認定をめぐって争ってきた。それは問屋仲間再興により再燃し、決着を見ないまま、六年の歳月が過ぎた。双方の問屋が奉行所関係者に金銭をもって働きかけていたことは確かだったので、跡部はここに介入した。仲間惣代を奉行所へ呼び出し、吟味の上関係帳簿の押収となり、贈賄先として阿部、池田、東条などの名があがったものの、阿部は既になく、池田、東条は受け取らないという。結局不当に出入を引き延ばした職務怠慢として、池田は大目付転任（十二月二十八日）、八太夫は南町与力同心支配役年番吟味方市中取締掛諸色潤沢掛から先手組与力に配置換え（同二十九日⁽⁸²⁾）となったという。

更に注目すべきは、東条の処分が出た同じ日、名主掛である世話掛市中取締掛、諸色掛、酒入津掛、絵草紙并書物掛、人別掛が免じられ、同時に、熊井理左衛門・石塚三九郎・鈴木市郎右衛門という市政の中心にあった惣名主上席が罷免となり、年明けに揚屋人となった（石塚と鈴木は病死）。これらの諸掛や惣名主上席は、天保改革をきっかけに組織化されたものという⁽⁸⁴⁾。それらが忠邦の弟跡部甲斐守良弼によつ

て機能停止を命じられたのは、諸色潤沢政策を執行する権力の質がそれ以前とは違うことを物語っていた。同じ二十九日、堀田正睦は諸大名に米国との通商条約締結の意向を伝えていた。なんとか諸色潤沢取調が貿易取開取調に追付いているところといえよう。

(3) 鈴木は諸色潤沢方取調御用とは一体なんだったのだからか。そもそも町奉行与力諸色潤沢掛の職務についても決定的な史料は現在見当たらない。五七年は諸色潤沢掛の事実上初年度だと想定すると、i 米集荷作業、ii 事業施設開設などの史料に気づかされる。

i 小林信也氏によれば、七月に米方掛名主の掛役御免が申し渡されている⁽⁸⁵⁾。この七月という季節は新穀出荷にかかる時期であり、その意味では五七年収穫米については町方名主の管理下に置かない、という跡部II 鈴木の意志の表れであったといえよう。

ただ、旧幕引継史料『米穀一件 米商法調』は、五五（安政二）年に露呈した米関係諸問屋仲間の弱体化を伝えている。つまり、勝手商売廃止令にも拘わらず、在方の者が白米に春き立て「勝手次第素人江売散」らす状況が止まないという事態である⁽⁸⁷⁾。勿論米方掛与力も各種問屋仲間も素人直売買を抑える努力はするが、一件書類には具体的対策は展開されず、勝手商売廃止令とそれに先立つ米流通統制法令を留めるのみである。跡部はこうした弱い環から旧制の市中行政再編に着手していったといえよう。あるいは、ゆるい流通管理であるからこそ、鈴木が独自に米集荷を行なえたともいえよう。

実際五七年秋の廻米入荷において難波信雄氏の指摘するように鈴木は仙台米集荷が進むが、仙台米以外の米集荷⁽⁸⁸⁾はどうだったのかは、今後の課題である。

ii 注（58）前掲「鈴木藤吉郎一件調」には、諸色潤沢掛下役任命と、

筆墨紙代請求、弁当代支出、下役同心手当に関する史料が多く収められている。下役などの人員増と、超過勤務の常態化が窺える。手当申請には、「買下地調」に手数がかかっていると理由付けがなされている。つまり、事業用払下地の選定と確保が大きな業務量を生んでいたであろう。このときは、箱館産物会所江戸会所の起動期に重なっており、また、震災復旧のため堀埋め立てや同埋立地への講武所創設も進行し、至便な河岸地に面した用地を選定・確保するのは困難が予想される。諸色潤沢御用の鈴木が震災復興で力を発揮するという鷗外が描く人物像⁽⁸⁹⁾（「藤吉が出て今川ほろびけり」、今川橋付近の運河埋立工事で藤吉郎がよい思いをしている）は、復興事業と諸色潤沢とが重なった結果生まれたともいえる。

三、堀田正睦の失敗、久世広周の失態、鈴木藤吉郎の失墜

①堀田正睦上京と留守幕閣

条約締結勅許を獲得するため老中首座堀田正睦が五八年正月二十一日上京し、あわせて岩瀬忠震らも上京する。通商条約に拘る問題は堀田上京の結果待ちとなった。

一方、諸色潤沢を担当した勝手掛老中は久世広周（正・四月勝手掛用番）と松平忠固（二・三月勝手掛用番）だった。これより以前年末には、軍艦操練所による廻米（注（73））や、幕領代官向けの櫛・漆・紙・茶の増産方針（『幕末』五〇七八号⁽⁹⁰⁾）が示された。大船運用を期待させる一方で、蠟、漆器、茶が安政期長崎貿易の有力輸出品に成長しつつあった事実を農政の担当者に伝え、私領まで広めようとしたのである。忠徳と岩瀬は、長崎での貿易変化を目の当たりにし、貿易を拡大する産物増産に可能性を見たのであろう。貿易と諸色潤沢は

車の両輪となって意味をもつ。

そして二月二十日蠟・茶・紙・漆増産の幕令⁽⁹²⁾が下された。是より先、毎月漆奉行に提出する蠟と水油の相場書は、蠟問屋行事と水油問屋行事からの受理先であった諸色掛名主は差免となり、正月町年寄からの作成継続を町奉行所に何が出た。跡部は、米相場などは各問屋行事から直接相場書が提出されている（米方掛は前年差免）ので、それに倣うとした。結果奉行所に直接提出された相場書は、町奉行に改めて蠟の入荷量を知らしめた。すでに蠟（櫛蠟・漆蠟）は諸藩国産品として取扱われている。江戸では前年に蝦夷地魚油から蠟を精製する事業申請なども箱館奉行に出され、同奉行から町奉行へ掛合などもなされている（五八年三月）⁽⁹³⁾。これらの生産増進が諸色潤沢策の現象であるとする、佐久間長興の意見と比しても興味ぶかい。池田頼方らが五品廻送令で逆にこれらの輸出を抑えたのも領けよう。

②老中久世広周の産穢

三月用番老中になった久世広周は、同月二十四日男子出生というこゝとで、用番を内藤信親に代行する挨拶を行ない（翌日御免）、更に四月九日再び男子出生を理由に登城せず、翌十日復帰した（『幕府沙汰書』）。久世は四月には用番から勝手掛用番に移動した安堵感からか、夜つびでの御七夜を催した。三月京都では勅許が得られず、四月二十一日堀田が空しく帰府を復命したときである。二十三日大老に就任した直弼は、阿部正弘資金の行き先（上田と関宿）を追っており、薬師寺元真を通じてつぎのような情報を入手した。

〔史料九〕

一、上田再勤節、（老中松平忠固）安政四年九月十三日

来方申聞候処差返候方可然旨被申聞候得共、勝手向差向候入

用等二而彼是議論も差置無余義入用を相達、終二其俣借入二

相成候二付、其後藤吉儀初而逢有之候節金弍千両差出候由、

一、関宿は藤吉儀最初より取入居、同人娘分を妾二出し置候故、

別而親敷立入、用立金は万両以上之事二候由、然処跡部甲斐

守〔定数五年五月二十四日〕転役と相成、関宿被引込候二付、右藤吉一条世上一般之

取沙汰と相成候処、不量出勤被致候二付而ハ、上田再勤之節

関宿専被骨折候二付、又此度は右之返礼ニ上田骨折二而出勤

と相成候旨抔取々噂仕候、右引中藤吉江三千両程も返金有之

候由、

一、関宿前文之妾腹二出生有之、七夜之祝として当四月十五日左

之者共被呼候由、

土橋二葉町二罷在候

三味線弾

杵屋弥七（以下四名略）

右之者共相越夕方より明七時頃迄三味線・長唄有之、尤主人

向は簾障子を隔被聞候由、同月十九日ニは深川屋敷〔定唄うたひ〕隠居参

り候二付又候右之者被呼参り、定吉は差支右代り武士ニ而

替名榮八と申唄うたひ相越、夫々業有之候得共、翌日御日柄

ニ候迎暮過頃ニは相済、皆為引取候由、一体近来重墨利加船

渡来、震災風損等之天変又御趣意之趣も有之、世上一統右様

之遊興差控候趣ニ而遊芸を家業ニいたし候者共難渋仕候由之

処、重キ御役家江被呼候事故右之芸人共大ニ嬉ひ内々之儀を

も忘脚〔マツ〕いたし、此上世上之弛二も可相成と、所々風聴いたし

歩行候次第、殊ニ其頃は世上ニ而も、京都之御模様等如何候

哉と人々息を詰居候様之折柄、執政之御身分ニ而右様之遊興

は何共如何之儀と風評仕候、

この史料は六月薬師寺に宛てられたとされる探索書である。老中松平

忠固が前年九月老中再任となったとき、忠固の登城拜命中に藤吉郎は

藩邸に千両を差出した。上田藩としては忠固の意向とは別に役職向の

費用に使い、そのまま借用ということになった。忠固が藤吉郎に初め

て面会したときには、二千両差出したというが、藤吉郎は嘉永期から

上田に取り入っている。

久世広周に藤吉郎が古くから取り入っていて、同人の娘（継子）を

奥に入れ、繁く藩邸に出入した。用立てた金額は万両以上という話。

関宿藩物産会所以来の関係であることは確かである。しかし、五月に

跡部良弼が左遷となり久世も登城しないので、再勤する世話〔95〕を

した久世のために、忠固が裏工作して再登城となったとの噂という。

また、佐久間は、藤吉郎の腹心与力蜂屋の娘も久世の側室となったと

しているの、あるいは三月出生の男子がそれなのかもしれない。い

ずれにせよ、難局に臨む緊張感が足らないと風評されている。

もうひとつ重要なのは、直弼が事態を詳細に掌握する前に跡部良弼

は五月二十四日更迭されたことである。つまり堀田と井伊の並立

する中枢で、四月下旬には鈴木藤吉郎をめぐって異常が発覚し、しか

もそれはしばらく伏せておかれたらしい。『昨夢紀事』（五月朔日条）

によれば、岩瀬忠震から橋本左内への情報として、大老派への転向が

危惧される忠固には久世が後ろ盾につき安泰であり、藤吉郎について

は緊迫していない、と伝えている。中根雪江は藤吉郎を捕囚する方策

はないものか、という。「関閣の金主なるを以て……謀行はる、上閣

も亦金融を依頼し、其他歴々の諸有司も家計の為に其扶援を仰かざる

を得ず、就中大老荷担の有司に入魂多く」という状況故である。この

のち『昨夢紀事』には五月を通じて鈴木藤吉郎の記事は多く見られる⁽⁹⁶⁾。全体としてみると、忠固と広周⁽⁹⁷⁾などをはじめとする大老派と目される人々を鈴木に結びつけることにより排撃する、政争の具となった観がある。ここで問題視されたのはあれこれの政策ではない。佐久間によれば「起りは、彼（鈴木）が己れの智恵を傲らんかために、ある時御城御櫓の太鼓の音を聞いて、此太鼓は壹枚皮でない、剥き合皮であるといった事」であり、探索したところ、「昔は大なる馬もあつたが、近世になつてこんな大なる馬はない、故に余義なく剥合て納める秘密の細工にて、誰もしるへき筈はない……併し此事が表向露顕になると第一奉行始め多くの人の失策になり……大騒動になるのでうやむやに取消た」事件が、中根の言にあるような空気の中で蒸し返されたことである。堀田の帰府と井伊の大老就任とによって、鈴木の大鼓問題を機として、責任者たる跡部を失い、町奉行の諸色潤沢政策は完全に行き詰まった。あつという間の局面転換である。

鈴木藤吉郎は、六月三日南町奉行伊沢美作守から米油諸色潤沢御用を免じられ、七月二十五日には北町奉行所から召喚され、二十六日吟味揚屋人となり、翌五九年五月六日病死となる。同年十一月十一日老中脇坂安宅差図で町奉行石谷穆清が関係者の処罰を申渡した⁽⁹⁸⁾。諸色潤沢政策遂行に当たってはめられたのは、あらぬ事実を負わされた鈴木である。

五月から六月にかけての堀田（六月二十三日罷免）から井伊への政権交代は、日米修好通商条約に対応してどのような政治経済構造を構築するか、という枠組みを大幅に変更するものになった。堀田政権における諸色潤沢政策は、可能性の如何は措くとして、産物会所網を大船で構築することにより、国内需要を満たすと同時に、外国へ渡すべ

き商品を維持可能な形で確保する、という流通政策であり、輸出品として蠟以下の国産品を増産する指向を含んだものであった。これらここで消滅した。

井伊政権下の市中潤助政策を考える おわりにかえて

井伊政権は、通商条約を安定的に運用することを重視した。しかし、金銀通貨問題を除いて、そのための財政経済政策については、今までの研究史においてあまり議論はなされてこなかった。最後に諸色潤沢政策の変質が、井伊政権において「潤助政策」と呼ばれたものに見られることを紹介しよう。

跡部の後任は勘定奉行だった石谷穆清で、伊沢も十月外国掛大目付に転任し、代わりに池田頼方が復帰する。これで阿部Ⅱ堀田Ⅱ跡部というラインは完全に断たれ、「保守」（佐久間の表現）の市中行政となる。翌十一月二十三日、翌年に開港を控えた日程で市中経済対策を問われた池田・石谷は、次のような内慮何を老中に提出した⁽¹⁰⁰⁾。

条約によって外国人は市中商民と直売買がゆるされたので、商品国際市場の論理で買い進められる。他方外国商品を引受けても、天保改革以来の厳令と緊縮、或いは震災による市中景気衰微の中で売捌けないであろう。結果として出超、品不足、物価高騰となり、奸商の暗躍するところとなる。しかし取締強化のみでは繁昌は見込めない。規制・金融緩和に転換して江戸の景気を回復し、気詰まり感を解消（「諸人積鬱之耳目を改、聊二而も規縮窮屈之儀は皆無」と）する。市中景気をよくして金融改善を図り、あわせて対外規制を強化すれば、安全に貿易品が流通する。翌五九（安政六）年六月開港にいたり対策

するのでは手後れなので、今のうちに対策調査を命じて欲しい、という内願である。しかも、諸色潤沢のためという議論で問屋仲間が潰れると、素人直売買勝手次第で糶買が起こり、商品は江戸問屋以外へ流れ問屋送荷は激減する、と強調する。問屋仲間を維持し、規制緩和で江戸の景気を回復して外国貿易に対応するのは、諸色潤沢政策とは対抗的な方針であるといえよう。諸色潤沢の議論が問屋仲間には批判的であり、会所御用達が問屋仲間を再編して全国的流通網を編成するものであったので、池田にとつては問屋仲間制度を死守する必要があった。問屋仲間あつての開港Ⅱ貿易体制である。

ここでいう規制緩和とはどのようなものか。老中もそこを聞きたいとして書取を町奉行に下した(十二月十九日)。翌五九(安政六)年正月町奉行二人は、再び「市中潤沢見込之趣御尋ニ付申上候書付」を上申した⁽¹⁰⁾。諸色潤沢ではなく、市中潤沢がポイントである。新吉原や三芝居のような遊所で富豪が無益の金銀を使うことが金融の一番の駆け引きとした文化期のご事にならない、風俗業規制緩和を打ち出す。すなわち(1)操り芝居の市中出稼、(2)鳴物業の市中興行、(3)遊女歌舞伎絵販売、(4)料理茶屋・水茶屋営業の許可である。料理茶屋を建てた方が淫らな風俗が(見え)なくなり、武家取締にもよいし、市中の潤沢となる、という。潤沢には商業的繁栄が必要で、市中が不景気のままでは開港を迎えれば江戸に産品が集まらない。風俗規制を緩め、消費を喚起しないと江戸の商業的求心力は失われる、という発想である。しかも、両奉行は同時に「市中融通之儀勘弁仕申上候書付」を作成して⁽¹⁰⁾いた。これは天保改革で岡場所取払、遊女屋が新吉原一ヶ所になって潤沢の道を閉ざしたところに、大名も海防で物入なうえ震災が続き、金主への返済期限がのび武家も町人も資金不足となった。地獄として養

女を私娼とする実態が判っていて、取り締まれば吉原送りとなり、取締だけを強めるのは対策ではない。そこで、取り払った岡場所の内十ヶ所を復興し、新吉原遊女屋に勝手次第出見世させ、新吉原にはその儲けから資金提供したら「両全之御所置」という上申書である。正式には提出されなかったようで、結果的に外国人の吉原への立入りについて別の書類を作成せよ、という老中の内沙汰で落ち着いた。町奉行は当初開港に先駆けて先手を打つとしながら、直前四月になって江戸の外国人の遊廓立入り問題の検討を逆に指示されるのであった。町奉行は出発点が天保改革批判で、新吉原を軸に市中潤沢(潤沢)を発想する硬直に陥っていた。課題は開港に対応する政治・経済・社会を、遊廓のあり方を含め、どう構想するかであった。鈴木藤吉郎という黄金の養生薬を遊女に変えた市中潤沢しかなかったのであろうか。

以上、ペリー来航から通商条約締結まで、六年間の諸色潤沢政策の変遷を見てきた。再興令以降の江戸流通政策は、関宿の産物会所に見られるように、問屋仲間と国産売捌制度に依存した最終局面を迎えた幕藩制の流通政策であった。これがペリー来航により、五五年阿部正弘は富国強兵をめざす全国的産物会所網構築へと舵を切った。この動きにとつて江戸問屋仲間は、意見の分岐はあるものの基本的に桎梏であった。五六年阿部はパウリング来日情報を受けて貿易開始を意識し、問屋仲間と国産品売捌の合成力とは異なる原理、強力な会所網で動く諸色潤沢政策が構想され、集荷された諸色の余分を貿易に充てるという。その町奉行版が諸色潤沢取調であった。これは五七年町奉行所の人事淘汰を伴って進んだ。貿易取調も潤沢取調もはつきりと形をなしてくる。しかし、五八年前半に足踏み状態となり、井伊政権が誕生して、開港をまたず諸色潤沢政策は消滅する。この全過程に係わった

のが鈴木藤吉郎であり、彼が取り入った久世広周であった。諸色潤沢政策のゆくえを見守っていた諸大名が、江戸問屋仲間を離れて国産品売捌を実行するようになると思望できる。それに対して幕府は産物会所網の構築を繰返し目指すが、結局諸藩国産売捌の利益を失わせるものとして受け取られた。これは五品廻送令についても考えられることである。開港という歴史的変革を捉えるためには、その開港政策が前提とした現実社会の政治経済状況と政策形成を解きほぐしていく視座が求められている。

本稿は二〇二一年度秋学期文学部日本史特殊講義のために準備したノートに基づく。コロナ禍の制限厳しい中、同講義を聴講された皆さんに感謝したい。

註

- (1) 五七年に貿易開始への方針転換を見る見解は、石井孝『日本開国史』（吉川弘文館、一九七二年）、第四章。
- (2) 鈴木藤吉郎は五六年に町奉行支配となり、五七年に与力上席として新設諸色潤沢取調を担当する。町奉行所諸色潤沢掛について論じた研究は小林信也氏の一連の研究で、「天保改革以後の江戸の都市行政 諸色掛名主の活動を中心に」『関東近世史研究』五八（二〇〇五年）・『江戸の都市プランナー』（柏書房、二〇一三年）・同「藤吉郎、江戸に現る」『江戸』（二〇一八年）にまともっている。一方で『東京市史稿』産業編五十九が町奉行所時代の鈴木関係史料を収録し、その解題である小林（二〇一八年）が多くの諸色潤沢掛関係史料を紹介している。しかし諸色潤沢の実

態はよく判っていない。一方で、南和男『江戸の社会構造』（柏書房、一九六九年）や小林信也『江戸の民衆世界と近代化』（山川出版社、二〇〇二年）などによれば、五七年になると、天保改革期設置の市中取締掛や諸色掛などの名主諸掛が廃止となる。大雑把な表現をすれば、天保改革期以降の物価政策や風俗規制といった市中取締が諸色潤沢にシフトしたともいえる。しかし、諸色潤沢掛与力はごく短期間しか機能しなかった。

- (3) 『佐久間長敬講演 裁判百話 鈴木藤吉郎之生涯』（鷗外文庫、H20:395）。以下『生涯』と略す。佐久間は当時町奉行所与力（藤吉郎は与力上席）で、六八（慶応四）年町奉行所の鎮台府への明け渡し責任者。「鈴木伝考異二（佐久間長敬君記）」『鷗外全集』所収は、本史料を鷗外が整理したもの。
- (4) 菊地久「井伊直弼試論〜幕末政争の一断面〜（中の一）」『北海学園大学法学研究』五三（四）（二〇一八年）。
- (5) 東京大学史料編纂所編『大日本維新史料 類聚之部 井伊家史料』（以下『井伊家』、冊と文書番号を表記）。二〇一八―一九年度に『井伊家』一―六の人名索引データベースを実装する過程で、私は鈴木藤吉郎の存在を意識した。これに先立ちに科学研究費

（開港前・後の問屋仲間と藩専売）二〇一五―一七年）を執行し、同編『大日本近世史料 諸問屋再興調』（以下『諸問屋』）データベース実装と旧幕引継史料『市中取締続類集』の検討で再興問屋仲間入札と国産品売捌の平衡移動を考えるようになった。

- (6) 株仲間解散令（『諸問屋』1100）は二条構成で、第二条は素人直売買と藩邸出入人の売捌を勝手次第とする独立箇条である。流通政策が、解散令と再興令（『諸問屋』111）との間で断絶する

と指摘した、安孫子麟「問屋再興期の商品流通―問屋再興令評價のための序論」『研究年報経済学』二九（三／四）（一九六八年）に学んだ。諸藩が藩邸・蔵屋敷で行なう国産品売捌制度について詳細は別稿を予定。

- (7) 「勝手商売廃止令」（幕末御触書集成）四三二〇号、以下『幕末』と略称）は株仲間解散令第二条を廃止した。問屋仲間再興令発令を扱った荒木裕行『近世中後期の藩と幕府』（東京大学出版会、二〇一七年）一七九頁、平川新『世論政治としての江戸時代』（同会、二〇二二年）二五一頁を参照。

- (8) 『諸問屋』七、二二五頁～二四三頁。安孫子注（六）前掲論文、一三〇頁～一三一頁と山形万里子『藩陶器専売制と中央市場』（日本経済評論社、二〇〇八年）、一七八頁～一八〇頁に取り上げられている。

- (9) 解散令以前からの問屋を古組、同令以降営業の商人を仮組として、あわせて問屋仲間を再興した。

- (10) 特定藩（姫路や彦根など）では、指定の問屋商人に国産品を売捌き続けた。家別相対売捌とされる。

- (11) I期において諸藩国産品の問屋仲間扱いが認められたのも、諸藩が江戸（問屋）を経由せず独自に遠隔地間取引を展開し始めたからである。II期III期については、山形注（8）前掲書、第四、第五章。産地にはそこに基礎を持つ新興瀬戸物問屋が成長し、それぞれの「藩仕組」によって国産品を江戸に出荷するのが幕末期に圧倒的になるという。

- (12) 茨城県坂東市（旧猿島郡）中山家文書の内、中山伝右衛門（元成）筆『物産会所記事』一冊（84-1-12）。再興期間屋仲間の

生態を示す貴重な史料と考える。藤村通「関宿藩『物産会所記事』覚書」『茨城大学政経学会雑誌』一七七一八（一九六六年）、中山光太郎「関宿藩の江戸物産会所」一～三『東洋大学大学院紀要経済学研究科』二五二二七（一九八八・九〇年）で利用されている。最近では、上山和雄「一八五三、五四年（嘉永六、七）、中山元成の浦賀行―史料紹介―」大豆生田稔編『港町浦賀の幕末・近代』（日本経済評論社、二〇一九年）、西澤美穂子「ペリー来航と中山元成の長崎滞在」桜井良樹編著『幕末・明治の茶業と日米交流』（同社、二〇二〇年）が中山のペリー来航への関心に着目している。中山寛六郎関係文書マイクロフィルム（東京大学法学部近代法政史料センター原資料部）を利用した。同文書については桜井前掲書付録三（桜井・西澤作成）『中山元成関係資料』の概要に依る。記して感謝する。

- (13) 山形注（8）前掲書、二〇一頁、表4-5「江戸における諸家国産売捌の状況」参照。

- (14) 「久世大和守殿領分下総国関宿産物荷物売捌調」国会図書館旧幕引継書類『諸色調類集』第十。国会図書館デジタルライブラリーの該当画像URLの非固定部分（pid）以下を、25488471「36」と略記する。『嘉永撰要類集』国産之部、『市中取締書留』嘉永、などにも収録されている。

- (15) 茶問屋の壺番組と式番組は、伊勢・美濃ほか東海四ヶ国産茶問屋は菱垣廻船を利用しなかったので、山城・近江などの銘茶問屋と区別されていたことに由来する。実態は既に混用されていたが、その経緯から再興後も二番組制となった。『諸問屋』一〇〇。後掲注（21）にみるように、この茗荷屋・恵市屋は関宿藩邸に古く

から出入していたわけではない。この届は書類の形式を整えるためのもので、関宿藩役人から四月になって恵市屋が「関宿産物仮会所」の担当と命じられていた。

(16) 吉田伸之「紀州蜜柑問屋の所有構造―蜜柑揚場と手付仲買」同編『流通と幕藩権力』（山川出版社、二〇〇四年）は、蜜柑問屋が解散令期でも売捌人となっていることを紹介している。紀州国産が蜜柑以外にも多数・大量の産物からなり、御三家国産政策は特別である。後掲注（29）水戸藩の例を参照。

(17) 四月十四日付で泉田村名主庄兵衛が、会所開始に際し荷主側の遵守事項を藩庁に差し出した請書。会所掛今村が恵市屋に「物産会所仮取扱」を命じた際（五月三日以前）に、提示した文書であろう。

(18) 白子屋卯兵衛は再興茶問屋仲間ではなく、藩邸内に住居を登録し、出入用達であることから、藩邸出入商人として存在していたと考える。通例だと国産品売捌人として機能する。関宿藩茶国産売捌の場合は、出府した領内茶業者が売捌人の機能の一部を代替した形になった。紅花国産扱いが藩から提起されると、茶業者では対応できなくなる。藩邸出入商人⇨売捌人がその国産品を取扱う商人であることは必須条件ではない。井上勝生「幕末の武州豪農と長州藩」『幕末維新政治史の研究』（塙書房、一九九四年）は、政治史の観点から売捌人を析出した、先駆的な研究である。

(19) 惣名主上席熊井ら三名については、小林注（2）前掲書（二〇一三年）が詳しい。彼らが国産売捌制度に深く関係させられていたことは留意される。熊井と鈴木藤吉郎とは一体となって久世広周の国産売捌制度を構築したのである。やがて熊井は鈴木藤吉郎

によって社会的に葬られ、さらに鈴木は久世に絡んで獄死する。

(20) 再興令前後の紅花の流通状況（打越荷物）については、安孫子注（6）前掲論文が詳しい。

(21) 恵市屋ひさ後見三保造（伊勢町、沓番組）、茗荷屋善五郎伊勢住宅二付店支配人太助（大伝馬町一丁目、沓番組）、中条屋瀬兵衛伊勢住宅二付店支配人徳兵衛（伊勢町、沓番組）、長井屋かつ後見（大伝馬町一丁目、沓番組・式番組）。

(22) 入札やヤリ市が活気を呈するというのは、入荷物に対する茶問屋の前貸金融支配が効いていない、ということの意味しよう。とはいえ、指名入札になってしまえば、入札者が有利となることを荷主（を組織した）側は「独嘆大息」するしかなかった。集荷を専売化して利益を出そうとする藩（と領民たる荷主）と、できるだけ大量に安価に（江戸で）仕入れたい問屋との間に軋轢を生んでいる。

(23) 中山注（12）前掲論文（三）、一六頁。

(24) ペリー来航情報は知る人ぞ知る状況にあった。老中久世広周は当然判っていた。

(25) 小林注（2）前掲書（二〇一三年）二一〇頁以下。『藤岡屋日記』安政四年三月二日条の「鈴木藤吉郎由緒之事」は詳しいが、水戸関係の記事としては他の文献と合わないところが多い。

(26) 早稲田大学図書館蔵『世談鎖叢』十六所収。

(27) 『生涯』所収「安政五年北町奉行石谷因幡守申付同組隠密廻大八木四郎三郎取調候鈴木藤吉郎身分探偵書」。

(28) 前注（16）参照。

(29) 『水戸市史』中巻（四）、三六九頁以下。木戸田四郎執筆。「大

意」の謳う水戸藩会所経由の全商品出荷体制は直前に修正された。水原健彦「領主権力と水運秩序 水戸藩を中心に」吉田注(16) 前掲編書によれば、専売を完結するには隣領の集荷地まで専売会所を設けなければならなかった。これは、国産専売で他領品に關わることを禁じる『幕末』四二八八号に反する。

(30) 「新伊勢物語」『茨城県史料 幕末編Ⅰ』、二二〇頁。

(31) 同右書、二四〇―二四一頁。

(32) 渡辺修二郎『阿部正弘事蹟』上巻(一九一〇年)、二八七頁。

阿部政権の政治史は多いが本稿では、守屋嘉美「阿部政権論」『講座日本近世史 七 開国』(有斐閣、一九八五年)、三谷博

『明治維新とナショナリズム』(一九九七年)、同『ペリー来航』

(二〇〇三年)、岸本覚「安政・文久期の政治改革と諸藩」『講座

明治維新』(有志社、二〇一一年)、麓慎一「開国と条約締結」

(吉川弘文館、二〇一四年)、後藤敦史『開国期徳川幕府の政治と

外交』(有志社、二〇一五年)、同『阿部正弘』(戎光祥出版、二

〇二二年)を参照した。阿部が老中就任翌年から一貫して勝手掛であることは重要であろう。

(33) 安政初年の和親条約締結史を徳川斉昭の言動から描いた麓注

(32) 前掲書に学ぶところが多い。同書により斉昭の行動を丹念に追うと、斉昭が敢えて多く触れない軍費調達存在に気づく。

本稿での斉昭関係史料は『水戸藩史料』による。同史料が結城派の史料を多く採らないことによるのか。

(34) 横山伊徳「日米和親条約再考」『歴史地理教育』九八三号(二

〇二二年)。五月十七日登城し条約写を見た斉昭は不満を露わにし、応接掛の林燧の不手際を強く非難した。

(35) 安政初年の「富国強兵」論を考える上で、阿部の「富国強兵」

論がほとんど富国論であり、更には貿易取開論となることに注意したい。鈴木淳「富国強兵」『思想史講義』(筑摩書房、二〇二二年)参照。

(36) 近松真知子「開国以後における幕府職制の研究」『幕府制度史の研究』(吉川弘文館、一九八三年)。

(37) 『諸問屋』『156、159。この史料については、山形注(8) 前掲書、一九六頁参照。五四年にこの諮問ができるのは何故かが問題である。

(38) 売捌人が、個々の国産品に精通しているとか、江戸問屋仲間か

とか、仲間と商品取引を通じた金融関係を持っているか、などは

本質的ではない。藩邸との日常的(館人)関係をもつ江戸商人と

いう属性こそが重要である。長州藩邸売捌人の例は井上注(18)

前掲書参照。領内からの江戸出稼で借家に住む擬制的売捌人は、

喩えてみれば中山伝右衛門が江戸に出店して直接茶問屋仲間と相

対するということであり、領内商人の江戸出荷品に対する発言力は強まり、江戸問屋仲間としては影響力低下を招こう。

(39) 『諸問屋』七、一七二頁以下に、再興掛「問屋組合再興二付諸

家国産売買調」があり、そのうち町年寄「諸家国産売捌之儀書留取調申上候書付」(『163)には寛政期以降天保十一年までの諸藩

の国産品売捌が書き上げられている(注(13))。『194以下は主として、五一年以後の諸藩国産品売捌の届類を収める。この諮問

一件に引続き、安政年間の届として、(1)五四年十月上田藩主松平

忠優(忠固、当時老中)領分産物売捌(『160)、(2)五六年七月

小浜藩主酒井忠義(当時京都警衛)産物取捌(『161)、(3)五七年

開五月宇都宮藩主戸田忠恕(前老中) 領分木材類取調書類(一、162)を控えている。これらが傾向として、職務上国産品売捌制度実行を求められ他方で職務特権がらむ事例といえよう。

- (40) 『諸問屋』七、一七頁以下。「嘉永六年十二月町年寄上申書」旧幕引継書類『市中取締書留』九六(嘉永)。2572331/1/102。
- (41) 問屋仲間再興への遠山の献策と幕府内部の対応については、荒木・平川注(7)前掲書参照。
- (42) たとえば蝦夷地上知については、三十七ヶ条には箱館奉行問題(六月二十六日設置。和親条約で条約港と遊歩地となったので、直轄領は不可避)と蝦夷地問題(上知評議など)が掲げられている。
- (43) 『昨夢紀事』一、二五二頁、二六三〜九頁。阿部はこれらのなかには京都に近づけたくない藩もある、と漏らしている。
- (44) 天保改革令は『幕末』二〇号、安政改革令は『幕末』三二号、文久改革令は『幕末』三四号。天保と文久には老中申渡の前提に、將軍上意(改革宣言)が明示されている。安政改革令はこれを欠く。一方で、思召の趣意についてみると、天保改革が「享保・寛政に戻す」という抽象に対して、安政は「手重の古格を省く」と具体的目標が示され、文久は「兵備充実」が明示されている。
- (45) 改革令申渡直前に老中松平忠優と松平乗全が罷免され、幕閣における主たる異見は淘汰されていた。結果として両極を除き阿部の求心力を高めたと考えている。
- (46) 『水戸藩史料』上、六七四頁。
- (47) 横山伊徳『開国前夜の世界』(吉川弘文館、二〇一三年)二二二頁。斉昭は、家斉二十一男と斉脩の後継を争った。結果、御三

家で水戸だけが將軍家から養子を迎えることから免れた。

- (48) 『維新史料綱要』データベース、安政二年八月十六日条所収、維新史料編纂会所蔵照国公文書二。
- (49) 参勤緩和については、岸本注(32)前掲論文、九六頁。
- (50) 例えば、後藤注(32)前掲書(二〇一五年)、一二五頁以下。
- (51) 「諸家国産之部」旧幕引継史料『市中取締書類集』第四ノ上。2598632/1/6以下。本庄栄治郎『幕末の新政策』(有斐閣、一九三五年)二九二〜三〇二頁が網羅的に論点を指摘したが、安政改革という観点は乏しく、「議論区々に分れ一途に決ずることを得ざりし」と結論する。守屋注(32)前掲論文、一〇一頁。https://www.hiu-tokyo.ac.jp/publication/2017ruits/yokoyama.pdf
- (52) 売捌人の存在は否定されていないように思われる。
- (53) 佐藤信淵は『復古法』で「国々より出る所の諸産物を江戸・大坂、其の他御領都会地の役所に統会し」「其品物を問屋共に分配して」売捌き、「代金総高の中より……僅なる貢税を勿収て役所の積金と」する(『佐藤信淵家学全集』中巻、三七八頁)と述べた。よく知られる水野忠邦への佐藤の献策以来、全国的国産集荷会所の発想は、文久期久世広周政権の国益立法まで繰り返される。北島正元「幕末における徳川幕府の産業統制」『人文学報』一六(一九五七年)、山崎圭「文久期幕府経済政策と国益立法掛」『中央大学文学部紀要』二二一(二〇〇六年)参照。注(70)参照。
- (54) 松尾涼「伊豆七島嶋方会所について」『学習院史学』九(一九七二年)参照。
- (55) 本庄栄治郎「幕末の株仲間再興是非」『経済論叢』三二(三)(一九三一年)に引用され、最近では岡崎哲二『江戸の市場経

済』(講談社、二〇一五年)、第五章で使われている。

- (56) 勘定奉行は仲間再興には、株特権の復活として慎重だった。仮組をもうけ排他性を希薄化し、両者は合意に到達した。荒木・平川注(七)前掲書参照。

- (57) 『水戸市史』中巻(四)、第二十章。

- (58) 『維新史料綱要』データベース、安政三年四月二十五日条所収「成田成祐政府日録」。藤吉郎町奉行直支配関係の書面は、旧幕引継史料『七十冊物類集』五十二「辰五月 鈴木藤吉郎町奉行支配并御用聞諸色潤沢掛被仰渡候調」、2548613/1/150、に収められている。以下「鈴木藤吉郎一件調」と略す。『東京市史稿』産業編五九に大部分翻刻されている。また、「鈴木藤吉郎身上書』『井伊家』5-139(安政三年九月か)によれば、相変わらず鈴木木御取入の儀は「已前之通仕候」という。恐らく水戸藩は直ちに鈴木木御取入という訳にはいかなかったであろう。

- (59) 阿部の八月諮問は、『大日本古文書 幕末外国関係文書』巻十「四、二二三号。以下BGKM14-213と略す。『沿海御取締見込書』は、BGKM14-201。後者の原本は旧幕引継史料『外国事件書類雑纂』第十四、2571941/1/68。同史料は、嘉永安政期町奉行に廻ってきた書類を条約締結国毎にまとめたもので、最後の第十四巻は蝦夷地や大船建造など全般的問題を一括したもの。なお、史料編纂所蔵「堀田正陸外国掛中書類」第三十三は、岩瀬忠震・平山謙次郎の連名上書とする(『千葉県史料 近世編 堀田正陸外交文書』参照)。国産品売捌問題が外国関係の問題であるという判断をBGKMがはじめて示す、興味ぶかい採録である。石井注

(1) 前掲書第四章第二節、参照。

- (60) 会所と問屋仲間との間に会所御用達が介在するのが、五六年諸

色潤沢策の特徴である。単純な十組株仲間復活ではない。中核的な御用達とその配下に株仲間を再編するという。各会所に御用達が組織できるか、株仲間を構成してそれに従う個々の問屋資本が、会所全国網を維持できるほど強力なのか、が問題である。箱館会所でも、その御用達(箱館は杉浦嘉七、江戸は栖原屋角兵衛)が全国のあるいは江戸の問屋資本を差配できるのか、が問題となる。箱館会所と諸色潤沢策との同時性は守屋嘉美「幕府の蝦夷地政策と箱館産物会所」石井孝編『幕末維新期の研究』(吉川弘文館、一九八七年)、江戸会所御用達任命については田島佳也『近世北海道漁業と海産物流通』(清文堂出版、二〇一四年)参照。大坂については、原直史「箱館産物会所と大坂魚肥市場」吉田・塚田編『近世大坂の都市空間と社会構造』(山川出版社、二〇〇一年)。安政四年十二月大坂町触による「株」仲間再興はこの文脈で解釈される。

- (61) 安達裕之『異様の船』(平凡社、一九九五年)二六七頁以下、参照。「見込書」の大船策は、阿部の富国強兵論と共鳴する。尤も藤田東湖も「大船は平日御荷船」と考えていた。

- (62) 問屋の間わる手続は通船改会所で基本済ます設計で、入札者は仲買となる。故に江戸での手続が合理化される。原注(60)前掲論文一九八頁、参照。問屋仲間の実態は構想に耐えるものではなく、てこ入れが必要だった。

- (63) BGKM14-213。横山伊徳「日蘭和親条約副章について」『東京大学史料編纂所報』二二(一九八七年)、一三三頁。

- (64) 麓注(32)前掲書、一二九頁。徳川斉昭の出貿易論である。発

案は川路聖謨という。

- (65) 『昨夢紀事』第二、四五頁。
- (66) オランダに働きかけて琉蘭協約を準備する。横山伊徳「日本の開国と琉球」『新しい近世史』二(新人物往来社、一九九六年)、三九四頁以下、参照。
- (67) 藤田覚「遠山金四郎の世界」(校倉書房、一九九二年)参照。
- (68) 『藤岡屋日記』七、八五二頁(安政四年十一月十八日条)。
- (69) 『昨夢紀事』第二、六一頁。
- (70) 海外との貿易に会所を介在させ、幕府の管理する貿易と全国流通と繋げることは既に長崎会所に見られる。日蘭追加条約の通商規定は長崎会所を前提とする。本庄注(51)前掲書第三部五、「幕府の産物会所設立計画」は、流通拠点に置く会所網の発想が幕府貿易通商政策に通底するという。
- (71) BGKM 15-262。横山注(63)前掲論文、一六頁。
- (72) BGKM 15-317。
- (73) BGKM 17-261。この触がでた可能性は低いと考えている。『幕末』五一五八号となる。
- (74) BGKM 17-233。これは翌十月にかけて各部局から反応があり(長崎・箱館奉行BGKM 17-234、評定所一座BGKM 18-53、海防掛大目付・目付BGKM 18-54、町奉行BGKM 18-55、海防掛勘定方BGKM 18-56)、堀田としては海防掛大目付・目付の提案(二ヶ条構成にして貿易参画と武備強化の両方を謳う)に沿って將軍の裁可を仰いだ。結局、堀田は、自らの第一触案を十一月三日布達した。『幕末』五〇七七号。『幕府沙汰書』や国立公文書館『安政雜記』にも収録されている。
- (75) BGKM 18-55。
- (76) 「鈴木藤吉郎一件調」254613/1/150。『東京市史稿 産業編』五十九、六五六頁。
- (77) 難波信雄「幕末仙台藩の経済的構造」石井注(60)前掲編書、二五七頁以下は五七年仙台米と鈴木藤吉郎の関係を詳述する。本稿では既に五六年にこの事態があることを指摘した。
- (78) 『仙台市史』資料編一、五〇六号。同五〇七号(「御議定録」)、四七六頁以下。前後の仙台藩商人の動きは、難波前掲論文の他、『仙台市史』一、四四六頁。五六年段階では中井と鈴木は共生関係にあった。
- (79) 「鈴木藤吉郎一件調」参照。五六年仙台米を米油に転用できなかったのは、阿部も認めるように関東米が不作であったから、と考えている。
- (80) 『生涯』。
- (81) 前注に同じ。但し、この五ヶ条は他に見ることができない。
- (82) 南町奉行年番与力東条八太夫と東条八太郎の担当案件であったことは、『諸問屋』13-76。
- (83) 東条の先手組配置換については、岡崎寛徳「江戸町与力東条為一の長崎転任」『大倉山論集』五五(二〇〇九年)、三二二頁に詳しい。一般には町奉行所から先手組は降格であるという。
- (84) 小林注(2)前掲書(二〇一三年)は、天保期以降の惣名主上席制度の実態を解明した先駆的成果と考えられ、多くを学んだ。しかし、熊井はめられたのではなく、勝負に敗れたのである。
- (85) 小林注(2)前掲論文(二〇〇五年)、八五頁。
- (86) 「町年寄館市右衛門届書付収廻船問屋行事請書」旧幕引継史料

『七十冊物類集』五十九米酒諸式之部、2548620/1/33によれば、廻船問屋行事から直接町奉行所へ米入津書類を届けることになった(五七年七月九日)。

(87) 旧幕引継史料『米穀一件 米商法調』、2587534/1/5。『幕末』四二二七号。

(88) 鈴木藤吉郎関係者の処罰書(五九年)によれば、処罰商人がでた大名は仙台伊達家のみである。しかも、新旧蔵元の中井屋と升屋双方とも処罰されている。『東京市史稿』六十、三二頁。

(89) 森鷗外『鈴木藤吉郎』は諸色潤沢を基本的に復興・土木事業と捉えている。そうした要素を全否定はしないが、それだけとする。と、諸色潤沢の本旨が見えなくなると思われる。

(90) 私領へは栽培方法を広めよとし、茶については高盛されない荒地起返しに当てることを求めた。生糸が見られないことは、長崎の動向をつよく反映していると思われる。

(91) 横山伊徳「日本開港とロウ貿易」『講座 明治維新』六(有志舎、二〇一七年)、一九一頁。会津の漆蠟も五六年から本格的に長崎輸出が開始されたという。

(92) 『幕末』五〇七九号。『江戸町触集成』一六〇一五号。「蠟油其外相場書上届方之儀二付調」旧幕府引継史料『諸色調続類集』一、2588398/1/9。

(93) 「南茅場町喜左衛門外老人儀蝦夷地魚油を以蠟燭其外仕立方之儀二付箱館奉行衆方掛合書類」旧幕引継史料『市中取締書留』一四一安政、2572376/1/61。江戸市中の勘定所所轄地で樫実製蠟の動きも生まれた2572376/1/33。

(94) 五七年六月薬師寺元真宛(カ)上書、『井伊家』7-65。直弼の

依頼(『井伊家』5-100)に基づいたもの。

(95) 五月二十三日から末日まで「不快二付登城無之」(『幕府沙汰書』)とある。

(96) 菊地注(4)前掲論文、三五二・三五四・三五六頁参照。

(97) 井伊家は桜田門外の変直後に老中首座として復活する久世を水戸派と考えていたようである。

(98) 『藤岡屋日記』安政六年十一月十一日条。『井伊家』7-64は町奉行が督促することを示す。

(99) 『生涯』によれば、十一ヶ条にわたる鈴木が悪事(その第一は「穢多の子である」という)を、毎日のように松平忠固邸門に張訴するものがあつた。佐久間の引く石谷配下の隠密廻探索書もなら言及しないし、森鷗外は「何の根拠もない」とする。鈴木が奉行所内の「反対党」の反発を買っていた。

(100) 「安政五年十一月内密被仰付取調候市中潤助筋調」旧幕引継史料『雑件録』一、2540759/1/59。BGKM 22-補遺11。

(101) 「市中潤沢見込之趣御尋ニ付申上候書付」前注参照、2540759/1/72。BGKM 22-30。

(102) 「市中融通之儀勘弁仕申上候書付」前注参照、2540759/1/88。南町奉行与力中村次郎八作成の調のなかに、「未四月六日松浦安右衛門(北町与力)と極蜜相廻シ、此書面御向方(北)ニ而出来進達相成候事」と朱書されて綴じられている。同じく『雑件録』一には「安政六未年四月廿四日、播磨守因幡守両人下総守殿江極密上之、尤誠ニ草稿之書面也、其後此書面は、先ッ御預り被置候間、外国人吉原町江不立入様ニト之主意を以取調、更ニ別事ニ認可差出旨、御内沙汰有之候事」と朱書してある町奉行上申書

「市中潤沢融通等之儀、再応勘弁仕申上候書付」も収めている。
結局、「市中融通之儀」云々は石谷の方で作成したが差し出され
ず、四月になって両者の共有が必要となった結果、南へ極密に進
達された。これらの結果は、四月二十四日になって両奉行が草稿
の段階で極密に間部詮勝に見せ、まず間部預りとなり、逆に外国
人の吉原不入について調べるよう指示された経緯を示す。